

翻訳

イェーリング書簡集(2) (ウィーン時代：1868年－1872年②)

平 田 公 夫

79. An Oskar Bülow.

Wien, 5. August 1870.

わが親愛なる誠実なるビューロ！

なんといい知らせか！ それを読んだときに思ったことですが、喜びの涙にくれながら、君の腕の中に倒れ込んで行きたかったなあ。神にかけて！ 祖国愛がそのような行動を呼び起こす国民なら、絶対に破滅するはずはないのだ——連発銃やシャスポー式銃〔Chassepot の発明した銃〕の前でもだ！ そして、もし10万人が斃れるならば、直ちにその3倍、4倍の数の人がそこに戻ってくるだろう。僕は自分がこの時代をいまでも生きていることを、どれほど神に感謝していることか。というのも、ドイツ国民の再生が間近に迫っているからですし、また、1世紀の間にドイツ国民が犯してきた過ちのすべてを、ほんの数週間のうちに埋め合わせてしまうからです。ゆりかごの中のヘラクレスが立ちあがって——イタリア国民とはまったく違って！——蛇の頭を踏みつぶしてしまったように〔ゼウスの妻ヘラは赤子のヘラクレスを殺そうとして蛇を2匹臥床に送ったが、ヘラクレスは立ち上がってその蛇を殺したというギリシア神話がある〕、ドイツ国民は今や1つになつた民族として立ちあがるのです。1個人が多かれ少なかれ参加しようがしまいが、外見上は何の違いもないが、しかし、しばしば1個人は10人、100人よりずっと大きな価値をもつことがあります。そして、君の場合もそうです。君のような人たちが急いで軍隊召集に駆け参じるとは、どれほどの熱狂のほむらが民衆の間を貫いているに違いないことか、また、そのような事例はどれほど人の心を奮い立たせる作用をもっているに違いないことか——君がまたしても軍服を身にまとうならば、若者のうちの一体誰が家の中でじっとしていられようか！ 君のことを今以上にもっと好きになるだろうが、そうなるのも君の現在の行動があればこそだろうね。どのような精神がドイツの教授たちの中に息づいているか、それを軍人たちがいづれ見るかと思えば、僕はもうとても誇らしい限りです。ですから、自分が君の後に続くにはもう若くないことが残念です。少なくともうちのヘルマンが、僕たちの反対を押し切って、志願兵として入隊したことは、僕には幸いだった⁽¹⁾——僕はオーストリア帝国

の官吏として自分のなすべきことをなし、彼を思いとどまらせなければならなかったのだが、自分がそれに成功しないだろうことも分かっていたからです——とは言え、かくて僕もまた少なくとも1人の人間を祖国に差し出すことができるのです。僕がここ当地ではそれ以外にはこの善きこと⁽²⁾のためにあまり多くの働きができないことを君は分かってくれるだろう。しかし、僕は少なくともドイツの負傷兵のための集会にはその先頭に立って200フロリーンの拠出金は出しました。そして、当地の上流階層を支配している気分にかんがみて、僕は自分の名前を隠しはしなかった。それによって少なくとも自分の信条は守った、と言っていいだろう——これまでドイツ人の同僚たちの誰ひとりとして、僕の先例に続いた者はいなかったのだから！ 教養階級に属する、この土地に生まれたオーストリア人の間にはかなりの数のとても熱狂したドイツ系の人があります。そういう人はとりわけ学生たちの中にいますが、他の階層でも同じです。そして、新聞はほとんど例外なく予想以上に好ましい態度を取っています。この1週間来というものの実に模範のない態度を取っています。ヨーロッパの全方面から、つまり、イタリアから、スペインから、イングランド、オーストリアからフランスをのしる罵声が発せられ響きわたっています。そして、信じて疑いませんが、歴史における神意と正義とを大いに信頼しているがゆえに、その思いから視線を天に向けるや、稲妻が光り、破廉恥漢とその共犯者と彼らの同罪者となってしまった国民を粉碎するのが見えるのです。もし罪人に裁きが下されないならば、神を信じ歴史を信じる僕の思いは無に帰するでしょう。この裁きに参加できるなんて、君は幸せだ——それは全生涯にわたって、最良の本を書いたこと以上に素晴らしい思い出です。神の祝福あれ、わが親愛なる誠実なる友よ、そして、死と負傷から守り給え——しかし、仮に万一君が斃れたとして、そのときでさえも、深い心痛の涙には喜びの涙が混じり合うでしょうし、それは、うちのヘルマンが万一斃れたとしても、同じです。すなわち、君たちが斃れたのは聖なること⁽³⁾のためであったことを喜ぶ涙です。

たったいま訪問客があった！ 僕の妻と娘からよろしくとのこと。妻と娘は14日ほど前から戻ってきています——2人は君に感嘆しています。

神の祝福を！

君の誠実なる友

R. イェーリング

今日ヴァイセンブルク (Weißenburg)⁽⁴⁾ から届いた勝利の知らせを見て、僕は喜びの涙を流しました！

〔訳注〕

- (1) 長男ヘルマンのプロイセン軍入隊に関し、ヘルマン自身はこう回想している。1870年夏独仏戦争開始時のこと、当時ウィーン大学の法学教授だった父親とともに、子どもたちも皆オーストリア帝国の臣民として扱われた。「私自身〔ヘルマン〕はその当時ギーセン大学で医学を勉強していたが、〔オースター〕休暇でウィーンに帰省していたとき、兵役義務者としてリストに登録され、かつ、軍旗への忠誠の誓いも立てていた。さて、5月、6月に独仏戦争勃発に際して、オーストリアの強力な反ドイツ政党がフランスへの肩入れを唱道していたとき、私は父に向かって次のよう

に胸の内を伝えた。つまり、貴方自身によって私の中に育まれた考え方に従えば、オーストリア軍に入って故国ドイツと戦うことは私にはできません、と。父は賛成すると言ってくれたのみならず、ドイツ軍に入隊する許可を手紙で伝えて来てくれた。この手紙によって、私は戦争中、ダルムシュタットで志願兵としてヘッセン歩兵連隊に入っていた」。(Hermann von Jhering, *Erinnerungen an Rudolf von Jhering*, in: *Rudolf von Jhering in Briefen an seine Freunde*, (Hrsg.) Hellene Ehrenberg, 1913 (Neudruck 1971), S.450.)

イエーリング自身もまたゲルバー宛ての別の手紙で、この件を次のように書き残している。ここウィーンでわれわれは家族そろって仲むつまじく暮らしていますが、1人の子どもだけが居りません。つまり、長男です。彼は「[独仏] 戦争が始まったとき、志願兵になることを願い出て、それから数週間の訓練を受け、そのあとでダルムシュタットの野戦病院に回されて、現在なおそこで勤務しています。彼の行動は、ここウィーンでは、僕に何か重大で都合なことが降りかかってくる可能性をはらんでいました——わが息子がオースター以来オーストリアの兵士として登録され、彼がここで医師として使われ得るときまで、医学部学生として休暇を与えられたという形になっていたからです。そうではあるけれども、僕は彼の行動を拒否することはできなかった。僕でも同じことをしただろうから」。(Jhering an Gerber: Wien, 9. Nov. 1870, in: M. G. Losano, *Der Briefwechsel zwischen Jhering und Gerber*, Teil 1, Ebelsbach 1984, S. 674.)

- (2)(3) いわゆる普仏戦争をイエーリングが、「善きこと」(die gute Sache) とか、「聖なること」(die heilige Sache) という表現をしていることは、当時のドイツ人の一般的感情を知る上で興味深いところである。

ちなみに普仏戦争(1870-71年)は、以下のような経過を辿っている。つまり、スペイン王位継承問題をきっかけにフランスとプロイセンとの対立が白熱化し、7月13日のビスマルクによるエムス電報事件を引き金にして、ついに7月19日フランスがプロイセンに宣戦布告し、両国間で戦闘が始まった。これはプロイセンをはじめとする北ドイツ連邦のみならず、プロイセンと攻守同盟を結んだ南ドイツ諸邦をも巻き込んだドイツとフランスの戦争であった。1870年8月2日ザールブリュックの緒戦でフランス軍が勝利するも、その後フランスは連戦連敗を重ねる。モルトケ指揮下のドイツ軍は8月4日のウィサンブールの戦いや6日のライヒスホーフエンの戦闘でも勝利し、敗退したフランス軍の立てこもるメッツ要塞を包囲攻撃する。さらにフランス主力軍が退却したベルギー国境付近のセダンでも、9月1日から2日にかけて決戦を挑み、ついに2日午後にはナポレオン3世を8万3千の兵士とともに捕虜にした。ここにフランス第二帝政は崩壊し、パリの臨時国防政府は講和交渉に乗り出す意向を示したが、プロイセンはそれに応ぜず、フランス領のアルザス・ロレーヌの割譲を要求して戦争を続行し、9月19日にはパリに進撃し、包囲した。70年12月末から砲撃を行い、そのさなか1871年1月18日、ヴェルサイユ宮殿の「鏡の間」においてプロイセン国王ヴィルヘルム1世はドイツ皇帝として戴冠式を行い、ここにドイツ帝国が成立する。その10日後の1月28日、ついにパリを開城せしめる。フランス新政府(ティエール行政長官)はヴェルサイユ仮条約でアルザス・ロレーヌの大半の割譲と賠償金50億フランの支払いを約定した(正式なフランクフルト講和条約は5月10日に結ばれた)。さらにその1ヵ月後の3月28日パリ・コミューンの成立が宣言される。しかし、5月28日にはコミューンも崩壊する。その際、おびただしい市民の血が流された。

- (4) エルザス北部にあり、独仏国境に位置する古くからの美しい町。ストラスブールの北方にある。かつては帝国都市でもあった。1870年8月4日、ここヴァイセンブルクの戦いでプロイセン軍はフランス軍に勝利したのである。現在はフランス領で町名もヴィサンブール(Wissembourg)。

一一
一一
一一

80. An Oskar Bülow.

Wien, 23. August 1870.

わが親愛なる海軍大佐！⁽¹⁾

君の手紙はとくに嬉しかった。この手紙をこんなに早く受け取るなんて思ってもいなかったから、なおさらです。君には海岸防衛とフランス艦隊を阻止することにかかわってしなければならないことが沢山あるだろうから、自分の私事に費やす時間はまったく残っていないだろうと思っていたからです。職務上やらなければならない義務が多いはずなのに、まだ僕に手紙を書く余裕のあることが分かって、僕にはそれが嬉しいです——そして、それらの義務にもかかわらず君が良きユーモアを失っていないことが、君の手紙の全行間から光り輝いて見えます。このような何もかも台無しにしてしまいかねないような大変な時代にあって、1度でも、君の手紙にあるような、そのような元気づけてくれる健全なユーモアを聞くことがいかに素晴らしいことか。ある人が、すなわち、このような時代にあって一緒に何らかの活動をすることもできない誰かさん〔つまり、イェーリング本人〕が大騒ぎする中で沈没してしまいたくないならば、一時でもそのような愉快な瞬間をもつことは、本当にとても必要なことです。そして、君の心のこもった手紙によって僕は本当のところ、ほんの一時のみならず、1日中愉快に過ごすことができました。

僕が今君に手紙を書くために筆を手に行っているなんて、僕にとってはまるで英雄にでもなったような行為なのです。というのは、生涯で（1866年夏に経験した同じような時を除けば）、今ほど高ぶった気持ちを鎮めるのに苦労している時はなかったからです。この5週間というもの、僕は何もしていません。まったく何もしていないのです。というのも、学問関係の本を手にとって見ても、僕の思いはその本ではなく、戦争のことにあるからです。朝7時に僕は「アルテ」プレッセ（"alte" Presse）〔1848年創刊のウィーンのリベラルな新聞。1896年廃刊〕の朝刊版を受け取り、そのすぐあとで「ノイエ」プレッセ（"neue" Presse）〔ノイエ・フライエ・プレッセ（Neue Freie Presse）：アルテ・プレッセから1864年に分離独立した新聞。1939年終刊〕⁽²⁾の朝刊版を、午後2時にアルゲマイネ・アウグスブルガー（Allgemeine Augsburger）を、そして午後5時頃に上述2紙の夕刊版を受け取ります。その間にはたいい町に出かけていて、クラブで他の新聞を読むか、当地の喫茶店でそこに張り出されている最新の至急報を見ている。それ以外に僕がしていることと言えば、食べること、飲むこと、眠ること、そして、絶えずこの戦争とその結果について考えていることです。このように戦争のことを考えたり、あれこれ思い迷ったりしていることがどれだけ僕の心を占めているかと言えば、そのために僕自身は眠ることも夢を見ることもできないほどなのです。というのも、夜中に目覚めるたびに（これは興奮状態にある今の僕にはしばしば起こることです）、戦争のことを考えているのですから。このように何もせずにただ考えているだけだと、信じられないくらい心身をすり減らしてしまいます。僕はもうまもなくそれに堪えられなくなるでしょう！ 僕がキッシンゲン⁽³⁾で行うつもり

だった療養をうちの庭でしなければならないという羽目になり、そのため、何もしないことを余儀なくされていたのです——知つての通り、療養中は仕事をすべきではないからだ——そして、この何もしないことのなかには新聞を読むことも含まれていたのです(つまり、もう早朝の頭の散歩(ambulando)もダメだった)、そうこうするうちに療養が終わった今、僕の唯一の仕事は新聞を読むことだと思ふに至ったのです。この仕事がどのような興奮を僕の中に惹き起こしていることか、より正確に言えば、その興奮をどれほど引きずっていることか、それについては君には言うまでもありません——僕はほぼ6週間も熱狂的な気分の中にいます。当初は、それはむしろ怒りの感情でした——白状すると、それは言葉では言い表せないほどの怒りでした——僕の心はそんな怒りで一杯でした。ミトラューズ機関銃〔(普仏戦争の折りに用いられた)連発銃〕とシャスポー式銃の性能について見聞してから、いくら大きな勇気をふりしぼってみても、それらの銃には立ち向かえないだろうと、とても怖れていました。僕はこの恐怖に言い知れぬほど苦しみ、その苦しみは、今月の4日と6日の会戦が僕からこの恐怖を取り除き、大いなる勇気を僕を満たしてくれるまで続けました。これまでの戦いから解ったことは、結局のところ、道徳的モメントと——〔軍の〕指揮に関しては——知的モメントとが決定権を握っているということです。わがドイツの軍団が白日のもとに見せたような、そのような死をも厭わぬ行為やそのような英雄的な勇敢さについては、歴史上でもわずかな事例しかないかも知れません——最近の14日間がわれわれにもたらした試練に比べると、学校で古代史を教材にして教えられる華々しい試練とは一体何だったのでしょうか？ そんなものは何でもありません、まったく比べものになりません！——そして、これが、物質主義のゆえにきわめて苛酷に見えるわれわれの現代であり、これが、言うところのきわめてプチブル根性の強いわがドイツ国民なのです！——その際、本当に姿を見せたのは、イデアリスムスであり、精神的高揚ときわめて高貴な熱情の詩であり、かつて歴史上ほとんど登場したことがなかったようなヒロイズムです。オー！わが民族のこのような高揚を同時体験した人に幸あれ！その人は、きわめて多くの人びとが望みながらも、見ることでできなかった約束の日〔聖書の言葉〕を見たのです。それは、ドイツが偉大な強国になった日であり、フランスが数世紀以来われわれに加えてきた恥辱を消し去り、過去のいっさいの罪を償う日です。今や、数世紀来の出来事を清算する時であり、われわれは、わが祖先が無責任な弱さと不統一に落とし込まれていたことの仕返しをしているのです。ある民族がそのような栄光の時間を体験したことは歴史上なかったことです——2世紀にわたる結果の全体が押し込められている数週間、それは、突然お姫様になる灰かぶり姫というドイツの童話です！わが民族をこれまで灰かぶり姫として扱ってきた、この犬畜生のフランス人のお蔭です——彼らはようやく自分の力のほどを知ったのです。そして、フランス人の背中のみみずばれとフランスの面目失墜と弱体化とは、フランス人をして永遠にわが国への感謝の念をありありと想起させるはずで、エルザスとロートリンゲンとがふたたびわが国土になるなんて、僕には本当のことだとは思えません！5年前だったら、こんなことがあり得ると思った人は精神病院に入れられていたでしょう。たしかに、われわれは未だこの両地方を最終的に手にし

ていゝわけではありません。しかし、僕は、この要求を取り下げくらいなら、その前に、プロイセンはむしろ全ヨーロッパと戦争を始めるだろうと確信しています。それはまったく正当なことなのです！ 決して昔からの不正の埋め合わせをするためではなく、最終的にフランスとの国境をきちんと画定し、このならず者たちがいつでもドイツに侵入することをもはや不可能にするためだからです。幸いなるかな！ われわれにはビスマルクのような人がいます！ 彼は、われわれが正しい国境を得ることに對して、きっとよく気をつけることでしょう。そして、軍税〔Kontributionen：戦時中占領地の住民に賦課される税〕には僕も心配していません！ フランスは戦後かなりの赤字予算を組むことになるでしょう！ 戦時税の一部、たとえば4－5千万フランは装甲製のフリゲート艦で受け取られるだろう、と僕は思います（「代物弁済です！（datio in solutum!）」）。

ここウィーンでは、僕は残念ながら家の外で他の人と一緒に喜びまくるチャンスは滅多にありません。ほとんどの人は田舎に住んでおり、町中に住んでいる知人の数人は、プロイセンを目の上のコブと思っている古いタイプのオーストリア人だからです。それに対して、若者（少なくとも大学教育を受けた若者）はまったくドイツびいきです。いや一部の者は熱狂的にそうです（彼らは明日と言わずに今日のうちにもプロイセン人になればなあ、と思っているのです）——これは、僕のこれまでの人生のうちで最も驚くべき体験の1つです。プロイセン人と「帝国の」ドイツ人に潜んでいる有能さ、力強い道徳的力が、今まさに彼らに強い感銘を与えているのであり、ですから、彼らのより良き本性は、不満げに、ここでは至るところで見かけられる心の弱さと中途半端さに背を向けているのです。僕がここでどんな発言を聞いたことか、人びとがプロイセンの勝利に対していかに歓声を上げたことか！ 僕でもそんなことが起こるとは思いもしなかったのだが。だから君もまた、この人びとは、内心ではいかに不安感を抱き、びくびくしながらプロイセンが勝利する様子を見守っていることか、と思っていることだろう。人びとは早くも、オーストリアのドイツ人地域が、どうやら近いうちに「ドイツ帝国」の手に戻ってしまうのだろうと心配しています。いやそれどころか、僕は、最近、当地のある高官から次のような質問さえも受けたのです。プロイセンが今やもうこれらの地域の1つを要望するとすれば、その方がバイエルンにはいいのではなからうか！、と。

僕が時としてともかく胸中を打ち明けることのできるのは、ウィーンの近くではジーゲル⁽⁴⁾だけです——このように意見交換のできないことを僕がいかに寂しく思い、また、耐えていることか！ 今この時にベルリンあるいは他のドイツの大都市でこの勝利の時を過ごし、国民皆の大喜びに共に参加することができるとすれば、そのためなら僕はいくらでも払うよ——ここでは、僕は本当に静かにそっと喜ぶしかないんだ。

書かれた内容がありありと目の前に浮かんでくるような君の手紙に、僕は最高に楽しませてもらった。君の中隊がただ順調に行きますように！ 「何々すべきである」という厳格な規律は、すなわち、「日曜日に大パレードを！」です。燻製ウナギのカバ焼きよりも、君の海水浴の方が僕にははるかに羨ましいのです——ちなみにそのウナギにもまあ反対はしないでしょうが⁽⁵⁾。ペルヴォルン島⁽⁶⁾がそれほど遠くにあるのでなければ、君を訪ね

て行こうとすぐに思いついたことでしょうね。というのは、目下のところ、海水浴ほど僕にとっていいものは他にはないだろうから。

君も知っての通り、義勇兵として志願したうちのヘルマンは、まだダルムシュタットにいます。近々の補給の際には共に戦場に送られるでしょう。願わくは、そのとき最悪の事態は終わっていますように。しかし、たとえそうでなくても、この時代は、誰しもが自分の最も大切なものを差し出さなければならない時代なんだ、と思うことで自分の気持ちを落ち着けるつもりです。

家の中の様子はまあまあです。家のなかで僕たちは静かに暮らしています。ウィーンの外に出るのはほんの時おりだけです。昨日〔8月22日〕は僕の誕生日でした。とりわけトアスト・フォン・ルディ(*)という子が祝ってくれました。その祝いの言葉の中でルディは、現在の政治的状况にかこつけて、ドイツが世界のなかで「最も輝いているポイント」となった今以上に素敵な誕生日を未だかつて祝ったことがないでしょう！、と僕に言ってくれたのです。

わが親愛なる友よ！ もう終わりにします。君の現在の駐屯地での歩哨勤務の合い間の牧歌的生活、海水浴やウナギのカバ焼きや談笑をその島民たちや君の部下たちと快適に分ち合い、スムーズに時が流れて行きますように。そして、君が近いうちに（願わくは9月中旬に）パリとの講和の後、義勇軍の長として防水長靴〔腰まで達する長靴〕を履いてハンブルクに行進して来ますように！

僕の家族からも心からよろしくとのことですよ。

君のR. イェーリング

手紙が開封されないように、宛て先を「駐屯部隊長」とはしていません。

〔原注〕

(※) Toast von Rudi：当時8歳の末息子。

〔訳注〕

- (1) 1872年までギーセンにいたビューロは、1870/71年の戦争時に、軍当局に参加を志願した後、後備軍の将校としてベルボルク島の任務に就くべく命令を受けた。
- (2) ウィーンの新聞「ノイエ・フライエ・プレッセ」の1870年8月末に1つの記事（プロイセンに宛てて）として次のような内容のものが掲載されたという。「わざわいなるかな、勝利せる者！(vae victoribus) 勝利は悪しき助言者である。国民は流した血の中で足を滑らすものである。カエサル時代のローマは、『わざわいなるかな、征服されたる者！』(vae victis!) という格言が、自分自身に対して当てはまることになろうとは予想だにしていなかった。勝利のあとにもまた次の朝が訪れる。アウステルリッツに続いてワーテルローがあった。だからわれわれはこう言おう、『わざわいなるかな、勝利せる者！』。(以上、新聞記事の引用は、ヴォルフガング・シヴェルプシュ著、福本・高本・白木訳『敗北の文化』（法政大学出版局、2007年）、140頁以下による）。イェーリングもこの記事を読んだだろうと推測できる。これによれば、一般の受け取り方とは異なる声もあったことが分かる。ただし通常は、次のような事情も踏まえ、ドイツもフランスもナショナルな感情に煽られていた。

1866年にケーニヒグレーツでオーストリアを電撃的に打ち負かしたプロイセンに対し、「サドワ

の復讐を」との声がフランス国内では挙がった経緯もあり（ケーニヒグレーツは、フランスではその隣の村にちなんでサドワと呼ばれた）、その4年後1870年の普仏戦争では、この言い回しが「セダンの復讐を」に置き換えられたとされる。

エルザス・ロートリンゲンの領土帰属問題に関して、同時代の多数のドイツ人は、過去の不正を償わせただけ、何世紀にもわたって帝国に属し、ドイツの文化圏と固く結ばれていた地域がドイツに戻ってきただけのことと理解していた。同地域は63年前ナポレオン軍によってプロイセンがイエナの敗戦を喫した際のティルジット条約で奪われた領土だったからである。

なお、「敵意」による国民統合・国民国家形成というナショナリズム形成の新生面を切り開いたミヒャエル・ヤイスマンによる普仏（独仏）戦争時における国民感情について、簡単にはヤイスマン著、木村靖二編『国民とその敵』（山川出版社、2007年）を参照されたい。

- (3) Kissingen：Bad Kissingenが正式名。バイエルンの有名な保養地。ヴュルツブルクの北方約50 kmに位置し、Fuldaの南東方向にある。イェーリングはしばしば保養に行っていたようである。
- (4) Siegel, Heinrich (1830-1899)：ゲルマニスト。Nr.71訳注(8)既出。
- (5) ウナギはイェーリングの大好物の1つだった。
- (6) 北海に面した北フリースラント諸島の1つ。シュレスヴィヒ＝ホルシュタインに属する。原文ではPellwormとあるが、地図帳によるとPellwormの表記になっている。

81. An Bernhard Windscheid.

Wien, 31. Januar 1871.

わが親愛なるヴィントシャイト！

僕がこの間ずっと君に手紙を1通も書かなかったことで⁽¹⁾、君はいったい何を考えていただろう？ どう思っていたにせよ、君の考えは当たっていません。というのは、僕が君への手紙を書けなかったわけは、君がどうにもそう推測するしかなかったような、そんな怠け癖のせいではなかったからです。それについて、君は以下の文面から納得されるでしょう。

僕がこれまで過ごしてきたのはどんな時間だったことか！ もし12月6日が僕にとって実際に起こったのとは違う経過をとっていたとしたら、僕は今どんな状態になっていただろうか。11月末に妻がまたしても同じ病魔に見舞われました。それはもう2年も前から彼女の命を重大な危機にさらしていたものです。すなわち、関節リウマチです。12月はじめには、そのうえ胸膜炎を併発しました。最初は片側の胸膜が、次いで両側の胸膜がそうになりました。12月3日に、この状態がきわめて危険なものであると僕は知らされました。医者たちが、最悪のケースを僕に覚悟させることが自分たちの義務だと考えたからです。僕は、死神がもうすでにわが家に入っていると思って、うちのヘルマンをダームシュタットから呼び戻しました。恐ろしい瞬間に息子には僕の側にいて欲しかったのです。本当に奇跡的に12月6日には炎症が治まりました——でもなお数日間はどうなるか分からない日が続きました。その後、医者たちが僕らにしてくれた説明によれば、病状がこのまま正常な経過を辿れば、したがって再発が起こらなければ、妻に命の危険はないとのことでした。

この期間、僕が何に耐えてきたかについては話すまでもありません。危機的な期間中、僕はまっすぐに立っていましたが、奇妙なことに、つまり、病状が快方に向かってから以後、僕はもう無力にうちひしがれてしまい、長い間、講義をすること以外のどんな仕事に対してもまったく役立たずの状態になってしまいました。クリスマス休暇には僕はふたたび元気を取り戻し、最初の仕事として、以前に君に話したことのある論文に力を注ぎました。その論文は、すでに印刷に回っていた部分もあれば、ようやく仕上がることになる部分もあったものです。昨日、ついにその論文は出来上がり、今日、その原稿の残りを出しに郵便局に行ってきました。こうして僕の手に入った自由時間を最初に使って、君へのこの手紙を書いているのです。僕はそうすべきであつたにもかかわらず、君に手紙を書かなかったこと、願わくはご容赦下さるよう。長い間、僕には、手紙を書こうと決断する能力も書く力さえもなかったからです。そうして、筆を手にとることができるまでにふたたび回復したとき、僕は、自分の論文作成にもっぱら集中することが自分の義務だと思ったからです。この論文は鉛のように僕の心にのしかかっていました。つまり、次の巻の号は、すでに印刷に付され刊行されていましたし、僕の論文と一緒に日の目をみることになる予定の他の論文は、もう夏には出来上がっていたからです。これらの論文の著者たちがどん

なにいららし、ぐずぐずしている僕のことをどんなに呪っていたことでしょうか。ところで、僕の論文が5－6週間後に君のところに届いたとき、君は、その量および内容から見て、それが上記のような状況のなかで書かれざるを得なかったということがすぐにお分りになるでしょう。この論文は僕を本当に苦しめました。けれども、ついにそれが出来上がったとき、僕はその論文を——印刷はなんともう始まっていたのですから！——作らなければならなかったことを喜んでいます。あのような外からの強制手段がなければ、僕はその論文をひょっとしたら終わらせることができなかったかも知れないでしょうから。〔1871年には次の2つの論文が発表されている。Die Reflexwirkungen oder die Rückwirkung rechtlicher Thatsachen auf dritte Personen と Passive Wirkungen der Rechte. Ein Beitrag zur Theorie der Rechte である。いずれも Jherings Jahrbücher, Bd. X, 1871, S. 245-354および S. 387-586, 所収。ここでは後者が念頭にあるものか。〕

その年の最後の月は僕にとってこのようにとても重苦しいものでしたが、けれども、今回ほど神意に対して心からの感謝の念をもって1年を締めくくったこともほとんどありません。というのは、僕個人に関しては、妻と長男とを失うかも知れない危機がいかに僕に近づいていたことか——しかし、あり難いことに、その2つの危険から免れたからです。次に祖国の問題についてです！ たとえ妻と息子とを失っていたとしても、ドイツに訪れた偉大なる時代のおかげで、僕を元気づけ、気分を高揚させ、ふたたび気力を引き起こすだけの余裕が、僕の心の中には依然として残されていたことだろうなあ。1866年という年の後に（その時、僕は亡き妻〔イーダ〕と共に、神意に対して今とまったく同じ感謝の念を捧げました）、この1870年という年をもまた体験させてくれた自分の運命をいかに讃えようか。そのような人には未来に対してどんな展望が開かれていることか、そして、最後の瞬間が来たとき、どんなに心静かにその人生を終えることができることか——未来への視線、それは、死に行く人の寝床を金色に染める太陽に注がれるその者の視線に同じです。僕にはいまようやく分かりました。つまり、何物によってもゆるがせることのできない至高の幸福というものは、いかに、単に個人の状況によつてのみばかりでなく、同時に社会一般の状況によつてももたらされるものだということをやっとな悟ったのです。とても幸せです。そして、そのように大声で言いたいし、今ほど自分を力強く感じたこともあります。もちろん他方では、その裏面の出来事も欠けてはいません。僕が部屋のなかで過ごしていた今回の戦争がいかに僕の心を粗暴なものにしたことか——いかにフランス人に屈辱を与えることに喜びを感じたことか、いかに魂の奥底から彼らにありとあらゆる悪いことが起こるのを望み、またそれをいい気味だと思ったことか。しばしばそのような戦争を同時体験することは、人間にとっていいことではありません——願わくは、これが僕にとって最後の戦争でありますように。

そのような時代に生きる人にとっては、「軍事特有財産」(peculium castrense) に関する「モノグラフィー」なるものも、いかにも気の抜けた、退屈なものと思われることか〔Hermann Fitting, Castrense peculium, 1871〕。著者が序言の中で書いているように、そのようにこの素材と1870年との関連性が明らかにされている場合でさえも、そうです。僕

はまだこの本を読んではいませんし、僕がすぐに読むかどうかとも怪しいものです。まず読むのは、シヨイルル⁽²⁾、ゲッペルト⁽³⁾、アウエルバッハ⁽⁴⁾の『ユダヤの債務法』、ヴィントシャイトの『相続法』です。その時にはお会いしたいものです！

本当に我慢のならない時季がもうすぐ君たちのところにやってきます。僕は何回もその時季を経験しており、それがどんなものかを知っています。僕がそのような状況に置かれていたときのように、君たち2人は、きっとしばしば、早く5ヵ月先にならないかなあと願うことになるでしょう。あり難いことに、時は過ぎ行くという美しい特性をもっています。

でも今回はもうここまでです！ 言うまでもなく君のご家族の皆様にくれぐれもよろしくお伝えください。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) この書簡集では、前便は1870年3月26日付けのものである。
- (2) Scheurl, Christoph Gottlieb Adolf Freiherr von (1811-1893) : 1811年ニュルンベルクに生まれ、1893年に同地で死去。歴史法学派の信奉者。1845年エアランゲンでローマ法・教会法の正教授となり、1881年に年金付き退職に至るまで同大学に留まる。『Institutionen』(1850年)は長い間定評ある教科書として使われたが、旧派に属していた。後に慎重に新派に接近する。それ以外では、彼はプロテスタントの教会法にもっぱら取り組んでいた。主著：Kirchenrechtliche Abhandlungen (1872-73) ; Entwicklung des kirchlichen Eheschließungsrechts (1877)。
- (3) Göppert, Heinrich Robert (1838-1882) : 同名の有名な植物学者・古生物学者の息子。1838年3月14日ブレスラウで生まれ、ブレスラウ、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で学ぶ。1858年1月23日ブレスラウで学位を取得、同地で司法実務にもしばらく携わり、1863年10月に教授資格を取得し、1865年秋に員外教授、1868年8月には正教授となる。1870年以降政治的にも活動し、1873年半ばには文化省に呼ばれ、とりわけ大学局長を務め、1874年に枢密参事官、1877年には枢密上級参事官になる。とくに大学制度を促進した功績は褒め称えられたが、出張先のベルリンで事故に会い、1882年5月16日に死去する。主著：Die Lehre vom Miteigentum nach preußischem Landrecht (1864) ; Die organischen Erzeugnisse. Eine Untersuchung aus dem Römischen Sachenrecht (1869) ; Die einheitliche zusammengesetzte und Gesamtsachen nach römischem Recht (1871)。
- (4) Leopold Auerbach, Das jüdische Obligationenrecht nach den Quellen und mit besonderer Berücksichtigung des römischen und deutschen Rechts, Bd. 1., Berlin 1870. 当時ブレスラウの教授か。

82. An Oskar Bülow.

Wien, 1. Februar 1871.

わが親愛なるビューロ！

昨日、悪かった白歯をやっと抜いた。それはとても長いあいだ僕を苦しめてきたもので、今日はさっそくそれを伝えるべく、君に手紙を書いています。白歯という言葉で、僕は本物の歯とか、義歯あるいは模造の歯のことをも言っているのではなく、比喩的に言っているだけです。つまり、「権利の受動的効果」⁽¹⁾という僕の論文のことです。悪い白歯がその不幸を持ち主に与えるどんな痛みよりも、今述べたばかりの白歯が僕に与える痛みの方が勝っています。夏にはこの論文は完成しているはずでした。出来上がった部分の印刷はすでに始まっていましたが、秋休暇が終わっても、クリスマス休暇が終わっても、その論文の終了は訪れませんでした。ようやくパリと同時にこの論文が出来上がりました〔1871年1月28日にパリ開城となる。〕——その論文が、飢えて腹をすかしているという印象を与えないようにと願うばかりです。この間に妻の病状が悪化せず、僕から長期間にわたって仕事をする力が奪われなかったならば、たしかにもっと早くに目標に到達していたことでしょうが。ところで、僕の最新の作品がおおよそ4、5週間して君の手元に届いたなら、それを読んで願わくは、とても悪い（すなわち、最も異質な材料に割り込んでいる）素材のせいでもうさっそく悪戦苦闘したのも無理はないという証明書を僕に発行してくれませんか。

家庭内は順調です。妻の病状はゆっくりとはありますが、回復しています。妻は50日間ずっとベッドに伏せていたのですが、おおよそ14日前から起き上がっています。この後2ヵ月もすれば、外に出たい、外に出たいと口にすることもなくなるでしょう。彼女の主要な注意点、つまり、これから後2ヵ月間の彼女の生活課題は、「良く食べ、良く飲むこと」(Good Eten und good Drinken)です。睡眠は自ずとそれに続きます——「満腹の胃は心地よい睡眠を誘う」(plenus venter dormit libenter.)。

講義は必ずしも思い通りにはなっていません！ すなわち、依然として400名に達していないのです。昨日には、インスティトゥティオーネンに397名が登録していましたが、意地悪く、嫉妬深くて、そしていたずら好きの運命の女神が399名のところに僕をとどめておくのかどうか、僕は賭をしてみたい。もし400名に達したとしても、自分がこのことをどのように評価し祝祭をあげるべきなのか、本人にもよく分かりません。ちなみに、僕は自分の聴講生たちには非常に満足しています。というのも、出席状況はとても良くて、通常、なお若干の者は立って聴いているほどだからです。

それではランゲ⁽²⁾もまたそうなのですか？ オー！オー！オー！すべては過ぎ行くものですが、ありがたいことに、相変わず人びとはふたたび帰って来るものです。君の順番はいつのことだろうか？

フィッティング⁽³⁾は、ついに、彼の『軍事特有財産 (pecul. Castr.)』(「去勢された小家畜」kastriertes Kleinvieh)〔このラテン語はこうとも読める。イェーリングによる揶揄か〕

をもはや世間の眼から隠しておくことはせず、それをむしろドイツ皇帝と同時にこの世に送り出そうと心を決めたようです。

ゲッペルト⁽⁴⁾も、またしても所有権に手を出しました。これら法律学のがらくたはすべて（権利の、受動的（passiva）、能動的（activa）、恣意的（lasciva）、また考えられるそれ以外の何とか的（-iva）効果についての僕自身の論文を共に含めて）、無に帰してしまっています。そして、パリに目を向けるならば、その不毛な研究でもって自分自身が虫けらのように思われます。パリはわれらのもの、3世紀以上もの間、われわれをいじめてきたわれらの不倶戴天の敵⁽⁵⁾が投げ倒されたのですから。エルザス—ロートリンゲンがわれわれのものに、そして、ヴィルヘルムじいさんはドイツ皇帝に——8ヵ月前にそんな夢を見たならば、目覚めたときに、お前は今夜何という馬鹿な夢を見たことか！、と自分に言ったことだろう。ところが今や、この夢がすべて本当のことになったのです！ それはいったい誰のおかげなのか？ さんざんに悪く言われてきたビスマルクをおいて他に誰がいますか！ 「わがドイツにもカヴールのような人物がいたらなあ」と10—12年前の僕はとてもしばしばそう口に出していたし、その際、怒り狂ったようにビスマルクをののしっていた。ところが今や、カヴールがイタリアのために行ったことよりもはるかに多くのことを、ビスマルクがドイツのために行ったことは明々白々となっています。われわれドイツ人は、わが国の統一をドイツ国土の1部を割譲することによって手に入れたのではなく、その逆です、ドイツ国土の古くからの1部を取り戻したのです！ 僕は1日中うっとりとして歓喜の気分に浸っていました。今こそ、ドイツ国内に居ることさえできたら、どんなに嬉しいことか！ 今日の夕べに、幾人かの良きドイツびいきの人たち（そのなかにはローレンツ⁽⁶⁾とひとかどの教授たるシェーラー（Scherer）もいます。2人とも生まれながらのオーストリア人です）が、パリ降伏のお祝いをします。

オースターに君は何をする予定ですか？ 今、1度ウィーンに来ることはできませんか？ 僕のところに泊まったらいいです。親愛なる友よ、この件を1度考えてみてください。僕たちが一緒に過ごせる時間は、これからいったい何年あるだろうか、それなのに、いかにたまにしか会えないことか！

もう終わります！ ギーセンの友達皆に、とくにシュタール（Stahl）、ランゲ、ブフ⁽⁷⁾、ゼール（Seel）によりしくお伝えください。——「1つの場は他方の場を排斥するものではありません」（*unius positio alterius non exclusio*）。

君の R. イェーリング

追伸：探してもなかなか見つからなかった君の手紙を、たった今やっと手にしています。——さて、X. と Y. ? との婚約が君を喜ばすのはまだ後々のことです。——ロバのようなものを愛することのできる者は誰であれ、ライオンたるに値しません。——次回には君のお父さんの容体を知らせてください。御家族の方々にくれぐれもよろしくお伝えください。

〔訳注〕

(1) Passive Wirkungen der Rechte, in: Jherings Jahrbücher, Bd. 10 (1871)。

- (2) Lange (言語学者)：No.71訳注②既出。ランゲは1871年ギーセンからライプツィヒへ転出する。
- (3) Fitting, Heinrich Hermann (1831-1918)：1831年8月27日Alzey近郊のマウヘンハイムに生まれ、1918年12月3日ライプツィヒ近くのハレ (ザーレ河畔) で死去。歴史法学派新派の信奉者。1858年ローマ法の正教授としてパーゼルに招聘される。1862年から1902年までハレでローマ法、民事訴訟法、破産法を教授する。かつての西ローマ帝国の領域内における法の歴史では、ユスティニアヌス時代とボローニャの註釈学派との間には常に関連性があったことを認める。それゆえ、彼とMax Conratとの間で論争が起こった。彼のドグマ的主要著作として挙げられるべきは、Castrense peculium (1871) である。他に、Alter und Folge der Schriften römischer Juristen (1860)；Geschichte der Rechtswissenschaft am Anfang des Mittelalters (1875)；Brachylogus (1880)。
- (4) Göppert (法学者・大学局長)：No.81訳注(3)既出。
- (5) イェーリングが使った「不倶戴天の敵」(Todfeind) という言い方に関連して、フランスをこのように不倶戴天の敵とか仇敵として捉える観念の誕生についても、ヤイスマン「フランス、ドイツ、そしてヨーロッパ文明をめぐる闘い。ナポレオン戦争から独仏戦争まで」(前掲『国民とその敵』所収)を参照されたい。
- (6) Lorenz, Ottokar (1832-1904)：1832年9月7日にIglau (現チェコのイフラヴァ) に生まれ、1904年5月13日イエナで死去。歴史家。ローレンツは、1862年教授としてウィーンに招聘され、1885年イエナへの招聘に応じる。彼は科学的系譜学の創始者であり、その世代論において、歴史という生は、300年周期で規則的に経過することを証明しようとした。主著：Deutsche Geschichte im 13. und 14. Jh. (1863-67)；Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter (1870)；Genealogisches Handbuch der europäischen Staatengeschichte (1892)。
- (7) Buff, Heinrich (1805-1878)：フランクフルト/マイン近郊のローデルハイムに1805年5月23日に生まれ、1878年12月24日にギーセンにて死去する。物理学者。彼はJustus Liebig, Hermann KoppとHeinrich Zaminerのクライスに属していた。ギーセン大学のラボでリービヒの最初の弟子の1人であり、パリのGay Lussacの下で研究し、1834年以降カッセルの上級実業学校でとくに物理学、機械工学を講義した。この地でBunsenとの共同研究が始まった。1838年ギーセンに物理学の教授として招聘される。彼の教科書Lehrbuch der physikalischen und theoretischen Chemie (KoppとZaminerとの共著、1857年)は、化学と物理学との境界領域を特別科目として統一的に取扱い概観した最初の試みであった。その他の主著：Lehrbuch der physikalischen Mechanik (1871-73)。

83. An Oskar Bülow.

Wien, 21. Mai 1871.

わが親愛なるビューロ！

日曜日の1日をかけてずっとこれに取り掛かってきて、たった今この真夜中の時間になって、『精神』の最新巻〔第3巻・第1部〕第2版の最初の6枚の印刷ボーゲンに封をしたところです。そうして僕に生まれた自由な時間を使って、手短に君への手紙を書いています。僕が生きている印としてこれまで君に便りを出さなかったとしても、しばしば君のことを考えていたことは言うまでもありません。僕は1度ならずイタリアでひそかに願ったものです。可哀想なビューロを今僕のそばにおいてやればなあ、そうすれば僕が素晴らしい景色に心から感動しリフレッシュすることができたのと同じリフレッシュをビューロにも与えてやれるのになあ、と。

4月末にはまたウィーンに戻ってきており、素敵な旅行ですっかり生き返っています。もし僕に時間があつたなら、その旅行についての話題をすべて聞かせることができるのになあ！ しかし、僕が1度話し始めたなら、一体どこで終われるだろうか？ だからごく簡単に骨子だけを！ ウィーン——ヴェネツィア（2日滞在）、パドヴァには夕べに着いて朝に立つ（僕の『精神』の翻訳者ベッラヴィーテ（Bellavite）教授と一緒に過ごす）〔Luigi Bellaviteによる『精神』第1巻のイタリア語訳は1855年刊〕、それから汽車でナポリへ（2週間半滞在）、ローマ（2日）、フィレンツェ（3日）、ボローニャ（1日）、セラフィニ（Serafini）と一緒に、それから、その後はほぼまっすぐに戻ってきた。旅のハイライトはナポリです！ ヴェスヴィオ火山にはオースターの日曜日に登りましたが、比べようがないほどの素晴らしい天気でした（ヴェスヴィオ火山はまことに今ではとても機嫌がいいようです。その山からは絶えず溶岩が流れ出ており、それは暗闇の中で驚くばかりの美しい感銘を与えます）、カプリ島への小旅行等々。ナポリ大学法学部の全員ならびに多くの実務家たちと知り合いになったこと（僕に敬意を表してボルティチの空中王宮でディナーが開かれました——その王宮は比類のないほど魅力的です！）。彼らは、自分たちが書いた法律書や法律論文等々のすべてを僕のところに持って来た。その結果、僕は、それらの本を荷造りして運送屋に僕の後を追っかけさせざるを得ない羽目になった。（ついでに言うと、それは大変な出費で25フロリンもかかったが、そのことは本の価値には何の関係ありません。）5人の教授たちの講義を臨時に聴講しました（そのうち2人の講義はいわばやむを得ず聴いたものです）。その1人については、学生たちが、僕が彼、つまり、とても人気のある刑法学者ペルジーナ（Persina）の講義をも聴かなければならない、とあくまで要求したからです。もう1人の、ある私講師は無理やり僕に自分の講義を聴かせようとした。その講義では彼が受け入れていた僕の占有論を講義するつもりだったからです——ほとんど文字通りに僕の説をなぞっていたが、彼独自の着想だという評判を立てられていた！ とっても滑稽なり！ 学生たちからの歓呼の声、僕からの応答——実にイタリ

ア語で! 郷に入れば郷に従ったまです! 2度目のイタリア語でのスピーチは(僕が動詞の変化に幾分とも精通した後のことだが)ディナーの際に行い、3度目はボローニャの学生たちを前にしてのことだった! 信じられないことに、人間というものはやらなければならないときには、やっつてのけるもんだね!

天気は終始一貫して良好だったし、かかった経費はとても安かった(買い物を除くと約370フロリンの支出だった——もっともウィーンからヴェネツィアの往復乗車券は約70フロリンでした)、気のおけない旅の道連れもいて(この1年来僕の講義を聴講しているロシアの教授です)、健康状態はいつも良好で、飲食も望みのままだった!

以上が最小限の(in nuce)旅の描写ですが、本質的なことはすべて含んでいます。

講義について話すと、物権法と債務法とで12時間授業、今までに330名の聴講生。冬学期の人数(398名)は夏学期では決して達成されないだろう。早くも7月20日に講義は終わり、それからさらに数日の試験期間になります。

以上で全部話しただろうな? 来週には君のところに「権利の受動的効果」に関する僕の論文が届くでしょう——印刷ボーゲン11枚もの大部なものになってしまったが、もちろんそこでは多くの疑問点に言及しています。アルンツ⁽¹⁾は、その最新版において——僕はさしあたってその最新版から第1論文を受け取っていた——その中で僕の占有論[1868, 1869年発表]に対する意見を本質的にすっかり変更しています。僕の著作は、近々イタリア語に翻訳され出版されます。翻訳そのものは完了しており、今はもう出版業者だけが問題です。

さてもう終わりにします、わが親愛なる友よ! 絶え間のない日々の仕事を終えたので、もう夜の睡眠についてもいいよね。ギーセンの友人たちみんなによろしくお伝えください。

君の R. イェーリング

[訳注]

- (1) Arndts, Karl Ludwig (1803-1878) (民法学者): ヴェストファーレン大公国枢密顧問官・アルンスバーク宮廷裁判所長官の息子として生まれる。父方は古くからの法律家の家系である。1820年秋から23年までボン、ハイデルベルクで法律学を学び、さらに1年間ベルリンで修学。その折りサヴィニーを聴講し、学者への道を決心する。1825年バルリンで学位取得、翌26年ボンで教授資格を取得するも、1836年末にようやく員外教授となる。1834-35年にはローマへの研究旅行をし、1838年11月プレスラウの正教授となる。翌39年4月にはミュンヘンに移り、彼の学問活動が始まる。1844-47年にはバイエルン立法委員会に呼ばれ、また、1848年から1849年5月までフランクフルト国民議会に参加(シュトラウビング代表として、かつ、大ドイツ党に所属)。ミュンヘン後半期に主著のPandektenや雑誌の刊行などで活躍する。1855年秋ウィーンに招聘される。伯爵トウン大臣による法学修学改革の中心人物として、歴史法学派ロマンステンの学問方法と成果をオーストリアに移入する目的のためであった。1874年5月には講壇を去る。1867年以降オーストリア上院議員、1872年以降科学アカデミーのメンバー、宮廷顧問官の称号、また、貴族にも列せられる。1878年3月1日ウィーンにて肺炎のため死去。主著Lehrbuch der Pandekten(初版1850-52年)は、存命中の1876年までに9版を数え、死後も最後に第14版が1889年に出版されるほどの人気教科書であった。1843年のJuristische Encyklopädie und Methodeも1895年に第9版が出されている。他に、論文集Gesammelte civilistische Schriften, 3 Bde., 1873-1874。アルンツの民法学は歴史法学派のローマ法研究に土台をもち、プフタのドグマ的方法に依拠する。従来の歴史

法学派とは私法領域の法典編纂に賛成する点でのみ異なっていた。「学問的心情の保守主義は、とりわけ、ローマ法を通してローマ法を越えて進むという別の人たちの試みに対して発揮された。才気走った人々には断固よそよそしく嫌悪感を抱いており、根底から覆す改革にはほとんど近寄らなかった」という (Ernst Landsberg, in : ADB 46)。No.71訳注(6)をも参照。ここでイエーリングの言うアルンツの「最新版」が何か、残念ながら特定できていない。

84. An Oskar Bülow.

Wien, 28. Oktober 1871.

わが親愛なるビューロ！

週日にはもはや1通の手紙も書かずに、この楽しみ、あるいは、この仕事を日曜日まで取っておくことが、今ではいつも通りの慣わしになっています。ですからこの前の日曜日には君の手紙への返事を書く心積りにはしていたのだけれども、とてもくたびれ疲れ切っていたので、書くのを諦めざるを得なかった。そこで例外的に、今日土曜日の朝をこの業務に当てることにしました。というのも、午後と夕方とをかけてもすべての手紙を片づけられるかどうか、僕には分からないからです——2週間経つうちにそれほど多くの手紙がたまってしまった——そこで、今、手紙の返事を書く1番手には君がなってしかるべきなのです。

直ちに本題そのものに (in medias res) 入ります。まず第1に、ちょうどいま君の運命が辿ろうとしている新しい幸運なる変化に対し心からのお祝いを申し上げます。君がハイデルベルクの方をテュービンゲンよりも無条件に優先させるのは、自明のことです⁽¹⁾。僕が考えるに、理性ある人間なら誰にせよ、君が辞職したからといって恨みに思うはずはありません。もし君に対して要求できることがあるとして、その極端なものは1学期限りの約束で行くことであろう。というのは、ある招聘を受諾することによって引き受けることになる義務は、それ以上の長期に及ぶものではないからです。しかし、君がこの義務を果たすことにこだわらないのであれば、テュービンゲンでは喜ばれることでしょう。ファイン (Fein) はチューリヒに来て、その半年後にテュービンゲンに行った。僕はバーゼルに行って、その1年後にロストックに行った〔イェーリングは1845年春にバーゼルに行き、翌1846年春にロストックに移っている〕。だから、君がオースターにテュービンゲンに行き、秋にはハイデルベルクに行ったとしても、それは何ら異例なことではないでしょう。今君の身に起っている事態は、まったく同じ仕方で何年か前にゲルバー⁽²⁾に起こったことです。彼はエアランゲンからギーセンに移る招聘を受諾した。そして、僕にとっては同時に、彼のこの招聘はギーセンへの招聘を承諾する決心をする理由となるものでもあった。すると彼に対して新たにテュービンゲンへの招聘が差し出されたのです、しかも同時に副学長の地位とともに。そこで彼はギーセンに行くことを白紙に戻して取り止めにしていました。君は誰に対してもこの前例を引き合いに出していいのです。

ハイデルベルクで君に開ける展望を、僕は君のために率直に喜ぶ者ですが、同時に僕を物悲しい、とても物悲しい気分にするものでもあることは、君には言うまでもありません。僕がハイデルベルクのことを思うとき、いつもきわめて強い心痛に襲われます。実際、ほとんど激烈と言わねばならないほどの痛みなのです。ですから、いつか君のところに立ち寄るなどということもまずないだろう！

僕にも今、別の大学に行く見込みが開きかけています。シュトラスブルクのことを言っ

ているのではなく、ゲッティンゲンのことです。シュトラスブルクに関しては、シュトゥットガルトのロッゲンバッハ (Roggenbach) が長い間僕と話し合ってきました。そして、彼は僕の獲得をたしかにもうほぼ確実なものを見ていたのに、ところが僕が後に (シュトゥットガルトから) その場所をじっくり吟味してみたところ、大いに恐れを感じたので、(獲得を望まれている) 僕に対してきわめて異例の条件が提供される場合でさえも、僕がそこに行くことはまずないでしょう。その環境はものすごく荒涼としており、元気回復の散歩などはできず、街中にはまずまずの住居さえもないからです。どのようにすれば、そんなところで暮らして行けるというのだろうか? それからとても高い生活費、それだけでもドイツの学生たちから敬遠されるだろう。

ゲッティンゲンの件は今現在進行中です。まず第1に重要なのは、やはり学部において僕を〔候補者として〕提案することです。そのためテール⁽³⁾は数日前に僕に手紙を寄こしました。僕の方としては、提示条件が受け入れ可能であることを前提としてのことだが、受諾に乗り気である、と自分の気持ちを打ち明けておいた。ここウィーンでは僕の健康と上機嫌とが消耗させられます。気候もしくは空気はひどいもので、僕はほとんどウィーンの街中を長時間歩いたことがありません。こうして旅行で得られた良い兆候は、すべて元に戻り無くなってしまいました。僕の妻の調子も同じです。すぐにもここから逃げ出さなければ、僕たち2人はここで埋葬されることになるでしょう。僕の機嫌もまたそう長くは持ちこたえないでしょう⁽⁴⁾。僕の上機嫌も、日常生活の心配事や不平不満のせいで徐々に下降して行きます。ここでの日常のそれら心配事や不平不満は、小都市とは比較にならないほど大きいからです。女中、住居、路上での危険、神経を逆なでする騒音等々。他方また僕の何百名もの聴講生もその埋め合わせにはなりません。彼らがドイツの学生たちのように支払ってくれたなら、それなら話し合う余地もあったが、しかし、彼らは国家と同じく払いが悪いのです。

キッシンゲンから僕はパーゼラー⁽⁵⁾と一緒にシュヴァインフルト〔キッシンゲンから南西方向に約20kmの辺りに位置する〕へ旅行し、それから後は1人でシュトゥットガルトへ行きました。正解としては、僕はそこに行くべきではなかったのだろうがね。法曹大会〔への出席〕は、僕の療養にはまるっきりそぐわなかったからです。しかしながら、僕のテーゼが討論の対象となっていたので、もし僕が欠席したならば、一種の臆病風に吹かれたように思われたかもしれないから行ったのです。法曹大会の混乱した運営状況には、今回大いに失望しました。ひょっとすると僕の体調にとって良いことは1つもなかったからかもしれません。そして法曹大会と永遠に縁を切る決心をし、交渉委員会からの退会を告知してしまいました。僕はそれによって今後、またもや完全な休暇を手に入れられます。法曹大会に出かけることによって細切れにされる必要もありません。

シュトゥットガルトからシュトラスブルクへ行きました。そこでは僕の以前の聴講生たちが僕の面倒を見てくれ、1日半の間すべてについて徹底的に情報を与えてくれ啓蒙してくれた。それはまるで僕自身がそこに長い間暮していたかのような感じだ。それによって残念にも、僕の希望は1つ分だけ小さくなり、幻滅は1つ分だけ大きくなってしまいました。

僕はシュトラスブルクでの生活をもうすでにとても美しく具体的に思い描いていたからです。

シュトラスブルクから上部オーストリアのハレにいる妻と娘のところに行き、彼女たちの療養が終わるまで、その地に留まっていました。それから彼女たちと一緒にシュタイアーマルクのアウフゼーに行きました——そこはオーストリア全土の中でも最も美しい場所の1つです——そこでわれわれはすばらしい2週間を過ごしました。僕はそこで法律学関係のものと国民経済学関係のものを読みましたが、後者は大いに楽しかったが、前者はそれほどでもなかった。ここだけの話だが、法律学は僕にはますます退屈なものになって行きます。僕は、もし選ぶことができるとすれば、2度と法律家にはならないでしょう。

ゼメリング峠⁽⁶⁾を越えてウィーンに戻ってきました。ここには多くの手紙と多くの仕事待ちを受けていました。冬の課題として、『精神』のⅢ、2を始めましたが、いまだ余多くを手に入れてはおりません、重苦しい思いで骨を折っているにもかかわらずです。講義は従来通りです。パンデクテン演習は期待していた以上にうまく行っています。受講生の数はひょっとすると100名に達するかもしれません。そのことはきわめて重要な意味をもちます。その理由は、この講義が、1. 完全に自由であること、2. その報酬は2倍であること(4フロリン!!)、そして、3. 冬学期に行われること、すなわち、ローマ法の試験をすでに終えた、あるいは、ともかく1年間は勉強してきた、そのような学生向けのものだからです。

君のスケッチはあらためてその名人芸ぶりを発揮しています。僕には自分がいかなる人物であるかがすぐにわかった。もちろん妻は、僕が俗物的に見えることを認めようとしませんが、しかし、僕は君のためならいつでも証言します。僕はそのスケッチを、ヘルマンがベルリンの2人の関係者に見せるために、彼に送ろうと思っています。彼らもまた、自分が何者かを知っているかどうか、試されるといいんだがね。

君の件については、妻にも何も伝えていません。君もまた、僕の件について誰にも何も言わないでください。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Bülow, Oskar (民事訴訟法学者、1837-1907) : No.71の訳注(1)既出。1865年ギーセンに赴任してから1872年春にはBrinzの後任としてテュービンゲンに行く(Bülowの前に打診されていたDernburgは断ったという)。13年間そこにとどまり、その後1885年春に赴任したライプツィヒを1892年に退職し、以後ハイデルベルクに移り住む。この手紙で話題に上っていたハイデルベルクへの招聘に、ビューロは結局応じなかったようだ。
- (2) Gerber, Karl Friedrich Wilhelm von (1823-1891) : 法学者・ザクセン文化大臣。1823年4月11日テューリングゲンのエーベレーベンにてギムナジウム校長・ホラティウス研究者の息子として生まれる。ハイデルベルクで法律学を学び、ミッターマイアーやファンゲローを聴講する。1843年ライプツィヒで学位を取得。1844年弱冠22歳のときにイエナで教授資格を得る。1846年ケーニヒスベルクの教授職を提示されるも断り、数ヵ月後イエナの員外教授を受ける。1847年エアランゲンの正教授となる。1851年ギーセンへの招聘を承諾するも、後に断り、秋にはテュービンゲンに

赴き、ヴェヒターの後継者となるとともに、同時に副学長にもなる。1855年には学長となるが、その職位はヴェルテンベルク議会の議員職をも伴っていた。1857年から61年までドイツ商法典編纂委員会のメンバーとなる。1862年イエナに教授として移り、上級控訴裁判所判事をも務める。同年貴族の称号を得る。1863年ライプツィヒに移り、ドイツ私法、公法ならびに教会法を担当する。ライプツィヒでも学長や法学部長などを歴任し、また、1871年にはファルケンシュタインの後継者としてザクセンの文化大臣となり、20年間にわたりザクセンの宗教政策・教育政策を指導する。1891年12月23日の夜明けにドレスデンにて死去する。1849年から1872年までイエーリングとの間で手紙が頻繁に交わされる仲にあった。19世紀半ばには歴史法学派内でサヴィニー・プフタ流の方法に反対する新潮流の立場に立つイエーリングは、ゲルバーを「同志」と見ていたからであるが、70年代に入り、両者の交流は途絶える。

主著：Das wissenschaftliche Princip des gemeinen deutschen Privatrechts (1846)；System des Deutschen Privatrechts, 1. Abt. (1948), 2. Abt., (1849), (16. Auflage, 1891)；Beiträge zur Lehre vom deutschen Familienfideikommiß (1857)；Grundzüge eines Systems des deutschen Staatsrechts (1865), (3. Auflage, 1880)；Gesammelte juristische Abhandlungen, Bd.1, Bd.2 (1872)。

(3) Thöl, Heinrich：Nr.72訳注(5)既出。

(4) イェーリングは躁鬱の気質をもっていたとされる。

(5) Beseler, Karl Georg Christoph (1809-1888). シュレスヴィヒーホルシュタインのフーズム（作家・詩人Stormの故郷）近郊のRödemisに1809年11月2日に生まれ、ニーダーザクセンのバートーハルトブルクで1888年8月28日に死去する。法史家・法解釈学者・法政策家。1833年ペーゼラーの博士号の認証を拒否したデンマーク王に対する忠誠の誓いを彼は拒否したがため、キールで弁護士として開業することがかなわなかった。1835年バーゼルの員外教授に、まもなく正教授となり、次のステップとして1837年にはロストック、1842年にはグライフスヴァルト、1859年にはベルリンに移った。彼は政治生活にも大きく関与した（1848年のフランクフルト国民議会、1849年のゴータ集会、1850年のエアフルト議会の各メンバー、1849年から52年及び1860年にはプロイセン下院議員、1874年から81年は帝国議会議員並びに1875年以降はプロイセン上院議員、さらに1882年から87年までは上院の副議長を務める）。基本権の策定作業にも大きな影響を及ぼす。ペーゼラーは主著のVolksrecht und Juristenrecht (1843)において歴史法学派の理論の修正を試みた。ローマ法の継受を学識法曹によって行われた国民的不幸を見なし、自らの著書をゲルマニステン運動の頂点に押し上げた。サヴィニーの敵手として、ペーゼラーはSystem des gemeinen deutschen Privatrechts (1847-55)でもって、はじめて普通法に匹敵するドイツ法体系を作り上げた。彼が展開したゲノッセンシャフト理論は、後にOtto von Gierkeによって包括的・歴史的に基礎づけられた。その他の著書：Lehre von den Erbverträgen (1835-40)；Erlebtes und Erstrebtes (1884)。

(6) der Semmering：オーストリアとイタリアを結ぶ、東アルプス越えの峠。標高985m。

85. An Oskar Bülow.

Wien, 15. Dezember 1871.

わが親愛なるビューロ！

僕は昨日の夕方1通の重要な手紙をポストに投函した。その内容について君に——もちろん絶対に内々の話ですが——知らせておかなければなりません。僕のゲッティンゲンへの招聘の件です。少し前にテールから届いた照会に対しては、君への手紙に書いたように、受け入れることのできる条件ならば、ゲッティンゲンへの招聘に応じる、と僕はすでに答えておいた。すると〔ゲッティンゲンの法〕学部は全員一致で、つまり唯一の候補者として僕を推挙してきたのです。数日前、大学の管財官フォン・ヴァルンシュテット (v. Warnstedt) から公式の要請状を受け取りました。それによれば、どのような条件ならば、僕がゲッティンゲンへの招聘を受諾するか、教えて欲しいというものでした。僕は固定給として、ここ〔ウィーン〕の固定給3200ターラーを強く希望したけれども、それは俸給ではなく、〔その内訳は〕2200ターラーの俸給プラス1000ターラーの聴講料補填としてです。なぜ僕がこの形態を選んだのか、君には分かるでしょう。3200ターラーという俸給はゲッティンゲンではまったく異例の額だろうから、おそらく人びとの怒りを買ひ、そのため僕は周りの人たちから浮き上がってしまうことになるだろうからです。そして、こうした事態になるのを避けることは、僕自身にとってとても切実な問題です。もしそのような高額な俸給を手にしたならば、僕の業績に対する仮借ない批判を挑発し、僕は最初から多くの敵を作ることになるからです。それに対して、公正な考え方をする人ならば、昨年4000ターラー近くに上った副収入〔聴講料〕の代わりに——〔ウィーンにいれば〕僕は容易にこの額を上回ることができるが、ゲッティンゲンではその額は500ターラーに落ち込むことになります——政府⁽¹⁾が1000ターラーの補償を僕に認めたとしても、それで政府を悪くは言わないでしょう。僕はともかくまさに多くを失うことになるからです。すなわち、ゲッティンゲンでの僕の収入はここの半分にしかならないのです。多くの人には、これほどの犠牲は理解不能と思われるでしょうが、君はきっと分かってくれるでしょう。僕にとって健康はお金や栄光ある地位のすべてよりも大切であり、また、ここ〔ウィーン〕では僕の健康が損なわれていくのを年々ますます感じており、このところずっと気分がすぐれなかったからです。その結果がこうだったのです。すなわち、僕は論文などの生産がすっかりできなくなっていました。僕が旅行から帰ってから始めていた『精神』の研究をふたたび脇に置かざるを得なくなったのであり、その代わりに新刊の著作を読んでいたのです！ 真の苦しみです！ O.N.N.についてのブルクハルト (Burkhart) の本を、僕がどんなにいやだ、いやだと思いながらやっとのことで読み下しているか、想像して見てください！ それから条件についての著作全部です！ 条件論は今や流行病となっています——ちょうど、かつて休止相続財産 (hereditas jacens) が、その次には共同債務がそうなったように。目下のところ僕はデメリウス⁽²⁾を読んでいます、彼のことはもうとても

僕の気に入っています。その他の本が作るかなり高い山がまだそこにあり、次には「自分を読んでくれ」と僕を待ちわびています。ゲッティンゲンの件から離れてしまいましたね。僕の条件が受け入れられるかどうかは、僕には疑問です。いずれにしても、何らかのしかるべきことを僕のためにする気にはなったようです。そうでなければ、僕の方を見向きもしなかったでしょうから。まもなく返事があるでしょう。そのときには追って君に知らせます。

シュトラスブルクの件については、僕は数週間前にもう心を決め、フォン・ロッゲンバッハ (v. Roggenbach) 氏に宛てて断りの手紙を書きました——シュトラスブルクの招聘をこの件で利用するためだけに、そこからの招聘状を僕宛てに発行させたかったかのように人から思われぬように、シュトラスブルクからの招聘状が届く前にわざと先に断りの手紙を出しました。僕がシュトラスブルクで得た印象はまったく余りにもひどすぎるものでした。

それでは今日はここまで！

君の R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) プロイセン政府を指す。1866年プロイセンがハノーファー王国を併合する。
- (2) Demelius, Gustav (1831-1891)：1831年1月31日にチューリングゲンのアルトシュタットに生まれ、1891年11月7日にウィーンで死去する。法学者。1857年クラカウへの招聘に応じたが、1860年以降大学のポーランド化が始まる中でもはや講義を行わなかった。1862年グラーツに移り、何度も他大学への声がかかるも、1881年ウィーンに移るまでそこに留まった。彼は数多くの開拓的ではないが、きわめて有益な論文を発表する。著書Die Rechtsfiktion in ihrer geschichtlichen und dogmatischen Bedeutung (1858) 以来、擬制とはさまざまな構成要件を等置するという考え方を表現するものにすぎないという基本思想は学界に受け入れられてきた。その他の著書：Die Exhibitionspflicht (1872)；Die confession und das gerichtliche Geständnis (1880)；Schiedsleid und Beweiseid im römischen Zivilprozeß (1887)。

86. An Oskar Bülow.

Wien, 24. Januar 1872.

わが親愛なるビューロ！

君の内容豊かな手紙および御家族の写真に心からお礼を言います。

僕の招聘は実質的に決まったも同然です。先週、ベルリン政府から、皇帝兼国王が僕の招聘について僕から出された俸給条件で認可したとの通知を受け取りました。現在、まだそれほど重要ではない問題が残っていますが、その解決はこれまでミュラー大臣危機問題⁽¹⁾のせいでのびのびになっているだけです。当地では、ゲッティンゲンに行くという僕の決断が一大センセーションを巻き起こしています。この地の状況がはっきりと見えている理解ある人たちはごく僅かな数でしかありませんが、彼らは僕の決断を理解してくれています。大多数の者にはいまだそれが信じられず、どの新聞もいろいろな記事を載せ、僕を道徳的にここに縛りつけることを目論んでいます。たとえば、僕が述べたとされるいわゆる声明も、それには一片の真実も含まれていませんし、また、それら声明なるものはドイツ語をまったく解さないこと（それはもちろん僕の聴講生のあいだでは何ら驚くべきことではありません）、あるいは、わざと真実をゆがめることによってのみ誘発され得るものです。僕がここに留まると主張したとして、いったい何を手に入れられるだろう。昇給、聴講料の倍増、勲章、身分の昇格！ 学問や大学にいささかの関心ももっていない人たちでさえも、僕がここに留まるのか去るのかということについて——オーストリア人としての愛国心から——とても強い関心を抱いています。——その人たちはこれまで僕の存在なんかまったく知りもしなかったのに。——一介の僕のような男にウィーンをゲッティンゲンと取り替えることが許されているということが、彼らの神経をあまりにも逆なですからです。学生たちはこの事態に同情してくれています——そして、ここで自分のために築いてきた素晴らしい職場を放棄することが心苦しいことであることを否定するつもりはありません。学生たちは僕に対して上申書を準備しています——彼らの願いをかなえてやれないのは残念です。しかし、僕の行く手に何が現われようとも、僕がここを去る決心は固いままです。自分の健康とみずみずしい研究意欲は、僕にはすべてのお金、すべての顕彰や栄誉よりも重要なものだからです。『精神』の新しい巻は、僕には10000フロリン銀貨の価値があり、僕はこの10000フロリン銀貨をゲッティンゲンで稼ぎたいと願っています。この泉から僕にはふたたび、充実感、快適な気分、落ち着いた気持ちが戻ってくるでしょう——ここではそうした気分はひどく損なわれていました。

君ならこの問題をこのように判断してくれるだろうということについて、僕は微塵も疑いをもっていません。ヴィントシャイトもまた君と同じ意見を言ってくれました。僕は真に学者たる本性をもつ人なら、誰であれ、同じように考えるだろうと確信しています、また、そういう人たちの目には、僕が意図している〔ウィーンとゲッティンゲンの〕交換によって僕が手にするのは利益のみであらうと見えているものと確信しています。

僕はこの手紙を大急ぎで書いています。僕はこの時間に限度を超えるほどの多くの手紙を書かなければならず、1つ1つの手紙にあまり多くの時間を割けないからです。

僕は自分の後任としてプリンツ⁽²⁾を予定していました。彼は、僕の〔ウィーンへの〕招聘のときに第2候補者として (*secundo loco*) 名前を挙げられていたし、僕が提案しなくても他の人が提案するだろうからです。万一彼が断れば、僕がレーゲルスベルガー⁽³⁾を考慮の対象に取り上げることもあり得ないことではないでしょう。ロマニストには良い時代です！ プレーマー (Bremer) と並んでシュトラスブルクに決まったロマニストが誰であるかを僕は知っていますが、その交渉がまだ未決着のため、彼の名前を挙げることはできません。交渉が決着したなら、彼は僕たち皆のうちに最高の給料を得ることになります——僕はそうなることを彼のために心から願っています。

春と秋にはどんなに教授移動があることだろう！僕は1度僕たちロマニストだけのリストを作って見たい——15-20名を越えることは確実です！どこであれ、空席が生まれれば、他の人がその後を継ぐからです。

もう終わりにします！僕の家族からもよろしくとのことですよ。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) 1872年-87年まで続いた「文化闘争」の走りとして、1870年夏の「教皇不謬性」ドグマの宣言に対し、それに反対するカトリック系の神学教授や宗教教師たちに対し、教会は停職処分やさらには破門などの措置を取った。これは近代国家の原理としての政教分離原則に反することになり、ビスマルクは、教授職や教師職の罷免権限は教会側にはないとして、1872年1月にプロイセン文化大臣に国民自由党系・反カトリックのファルク (Adalbert Falk, 1827-1900) を任命し、カトリック教会と鋭く対立するに至る。以後、学校監督法や説教壇条項などにより学校に対する教会の影響力をそぎ、説教壇からも政治演説を排除し、聖俗の分離を推し進めようとする。その後もイエズス会取締法や「プロイセン5月諸法」(たとえば、聖職者になる条件として、3年間の大学就学や「文化試験」への合格などを求める等)の制定などを通じて教会に対する国家統制を強めて行く。ここにかかる対立が「文化闘争」として政治問題化していくことになる。ところで、このファルクの前任者がフォン・ミュラー (Heinrich von Mühler, 1813-74) であった。彼はビスマルクの意向に従い、1871年夏にプロイセン文化省内のカトリック部局を廃止するが、それにより国家とカトリック教会との対立がますます鋭化するに至り、1872年初頭に辞職を余儀なくされる。イェーリングのこの手紙は、ちょうどこのプロイセン文化大臣の交替時期に当たっていたと言える。
- (2) Brinz, Aloys Ritter von (1820-1887) : 1820年2月25日ラインラント・プファルツのヴァイラーに生まれ、1887年9月13日ミュンヘンにて死去。法学者かつ政治家。1854年エアランゲンの正教授となり、法解釈学に進連する。1857年プラハへの招聘に応じるが、政治への幻滅とウィーンへの招聘の頓挫は、1866年テュービンゲンへの招聘に応じるきっかけになる。そこから1871年にはミュンヘンに行く。自由主義的-大ドイツ主義の政治家として1861年ボヘミアのラント議会に選出され、オーストリア帝国国会に派遣される。初期にはゲルマニストの傾向を示していたが、後にロマニストに転向する。法解釈学の大家として、彼の *Pandektenlehrbuch* (1857-71年) は1929年になお新しい版が出版されていた。その他、著名な法律雑誌の編集を担当 : "Kritische Vierteljahresschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft" von 1874-87, Bde., 14-29.
- (3) Regelsberger (民法学者) : Nr. 71原注 (*2) 既出。

87. An Ludwig Lange⁽¹⁾.

Wien, 3. Februar 1872.

わが親愛なるルードヴィヒ・ランゲ！

願わくは、世の中にこれほど多くの法律家がいないればいいのになあ、そうでなければ、少なくともこれほど多くのロマニストがいないればいいのになあ！　と言って彼らロマニストがただ存在するだけで気に障ったからではありません——僕はもうポストについています！——でも気に障るのはたぶん、彼らが良い本も悪い本も誰かに送りつけ、その本について「とても素晴らしい」という声を聞きたがっているからであり、また、彼らが誰かに手紙を書き送り、その返事を期待しているからです。さて、その誰かさんが僕のような有名人であれば、ローマ法という同じ土壌を耕す者——もしくは、肥やしをやる者みんなが、後から後から誰かさんに〔コネを求めて〕連絡をとってきます。そうして、その誰かさんがそれほどにも多くの手紙を受け取っていないところを見ると、空きポストの見込まれる可能性がほとんどないということだ。それから、幸運にも招聘状が届いたならば、たとえばつけようと思えばつけることのできる条件に関して照会が来ます——その条項では、とりわけ僕が信頼を得ています。というのも、1つには、僕自身に関してその点について交渉上特別の手腕が発揮されたとうわさの種になっているからです。そして実際のところ、僕はその点において友人たちのために十分尽くしたと自負することができます——僕がいなかったら、ビューロはテュービンゲンで3000グルデンを、また、ケッペン⁽²⁾はシュトラスブルクで4000ターラーの給与とともに500ターラーの住居手当てを手にすることはなかったでしょう。今では時効になっているそれ以前のケースについては言うまでもありません。僕に関して言えば、ドイツの教授たちの給与を、まずもってロマニストたちの給与をできる限り高いものに引き上げることを、ともかく生涯の課題として自分に課してきました——そして、僕がこれまでの成果に満足しているのも無理からぬことです。

ある手紙の素敵な書き出し？、そうではないですか、友のランゲよ。君のように的確な論理的な思考に慣れている人は、その手紙がどう展開していくのか、ほとんど見当もつかないでしょう。それとも、君の信頼のおける文献学的な鋭敏な嗅覚は、どこに向かうのか、その行き先を早くも嗅ぎつけなかったですか？　最初の1頁がまるまる全部ある古いテーマをいささか自由に取り扱うものに他なりません。別の人が簡潔に言葉に表しているテーマだとか、自分は実際には書くことができなかったからだとか、あれこれの理由を挙げて。かかる理由に欠けることが決してないのは周知の通りです。僕にもその理由が欠けていないことは、最初の頁を見た君にはすぐにお分りになったはずです。オー、諸学問が専門分化したタタリだ！　崇りとは、その学問分化が友情の神聖視された権利を侵害さえもすること、つまり、古典の古代学と実用的かつ非実用的神学と動物学の領域における卓越した友人に宛てる1通の手紙よりも、むしろ、部分的にはまさしく退屈な専門仲間宛てて50通の手紙が書かれること。具体的に名を挙げると、ランゲ、パウア⁽³⁾、ロイカル

ト⁽⁴⁾です。友情の神聖視された権利を思い起こさせるためには、まず1冊のローマ古代学の送付が、それゆえ文献学的刺激の送達が必要です。—— 学者間の文通は本を通じてのみ発動させられます。せいぜい今なお招聘を通じて。悲しいかな！ 悲しいかな！ 1通の手紙をもらうために、まる1冊の本を書かなければなりません。手紙の数は、送付する著作の数に比例するのです！ そして、僕が今ここにこうして最上の形にて (in optima forma) 行っているように、受け取った手紙に感謝しながら、それをただ読むだけにすぎないというのに、そこにはまたしても—— 忌々しい法律学が割りこんできます。そういうわけで、僕はこの冬本当に分厚い法律学の著作の前に座っています。そのなかでも、論じるのに100頁でも多すぎる程度の対象なのに、それについて600頁をも費やしている本です。条件に関する4冊の著作。—— 人はもはやわが身を救うことができません。われらが法律学の文献は、紅海あるいはむしろ黒海に姿を変えており、その海の中でファラオの運命が誰かさん〔つまり、イエーリング本人〕に迫りくるのです—— たくさんの水に飲み込まれて死んでしまいます！ ここ数週間来僕はモムゼン⁽⁵⁾の『国法』『ローマ国法』を読んでいて、ようやく半分まで進んだところです。それが終わったら本当は君を次の順番にすべきところなのになあ—— では、なぜ僕はそこから動こうとしないのか？ その理由は、本を生み出したばかりの人は、それについての評価をすぐにも知りたいという切なる要求をもっているし、あるいは、その中でイエーリングの見解に対して反駁や訂正等がなされていたりする、そのような法律学の著作がすぐにまた誰かさんの邪魔をするからです。「オー、学問の専門分化のタタリだ！」と2度目には僕は叫び声をあげています。君のおかげで、誰かさんは君とは違う専門の学問の友人たちに手紙を書くことばかりでなく、その友達らの本を早目に読むこともまた後回しにしています。でも今の見通しでは、オースター休暇前には、とうていその本を徹底的に検討するまでに至りそうにありません。君の場合もモムゼンの場合と同じく、ただ読むだけで事足りれりとするわけにいかないからです。君たち兩人の本は、まさに頭の中で消化されなければならないからです—— 手に筆をもって。法律学的文献の洪水という言い訳に、この冬にはなおもう1つのまったく個人的な理由が加わっています。そのせいで、僕は厳しく連続的に仕事をするのがとても難しくなっています。すなわち、僕の職業上の問題です。しかし、僕がウィーンをゲッティンゲンと交換する決心をしたことについて、君と同じようにその事情を理解できる人は誰もいません—— 君は実際にオーストリアのことを知っているからです。そして、それでもうすべてを語ったも同然です。僕はここでいかにしばしば叫び声をあげたことか、オー、ソロン⁽⁶⁾よ、と—— 言わせてもらえば、オー、ランゲ、ランゲよ！ この叫びを理解するためには、ここで暮らした経験がなければならない。ゲッティンゲンでの展望は僕には再生の展望のように思われます。ここにいたなら、精神的にも身体的にも僕はもはや長くは生きられないだろう。

このところ僕は何度か君とロイカルトのことを思い出していたが、それはある特別なきっかけからだった。その理由は君に分かるよね？ たえばホイスト遊びのせいでもなく、スウェーデン・パンチやパイナップル・カルジナル等々のせいでもなく、僕がうちのアル

プレヒト (Albrecht)〔3男, 1856年生まれ〕のために買ったイタリア製のバイオリンをきっかけにしてであり、そして、今やこれになおフリードリヒ (Friedrich)〔次男, 1853年生まれ〕のための2つ目のバイオリンを買ったことが加わります。本物のイタリア製のバイオリンを比較的安価に手に入れることができるような良い機会は、世界でここ以外どこにもありません。僕が200グルデン支払って買ったバイオリンは、最近、ここでコンサートを開き、僕を訪ねてきたドレスデン出身のコンサート・マイスターのラオターバッハ (Lauterbach) によって200年ないし300年ものと評価された。それゆえ、もし君とロイカル트가君たちのバイオリンを弾く子どもたちに極上の楽器を贈ってやりたいと思うならば、そのためには、僕がここに住んでいるというチャンスを利用するのが得策だとお勧めします。ドイツでは、その値段はここよりも2倍、3倍はします。ここウィーンにはなお昔からたくさんの実にすばらしい楽器が潜んでいるからです (ルディ〔末息子, 1862年生まれ。本名 Rudolf〕のためにも僕はチェロを1台250フロリーンで買いましたが、それは専門家によれば2倍の値段のものと査定されているものです)。僕はここでまったく信頼のできる、そのような人として一般に良く知られているバイオリン業者を知っていますが、彼のところなら君たちもまったく安心して出かけられるだろう。また、僕なら親しい音楽家にそのバイオリンを試してもらおうと思うがね。もちろん君たちは本当に良いものをもちたいならば、少なくとも120フロリーンは払わなければならないでしょう。フリードリヒのために僕は、300フロリーンはかかるはずのバイオリンを念頭に置っていますが、僕が喜んで支払うつもりの総額です。というのは、その金額は、バイオリンの持ち主がそれを弾いて音楽で得られる雰囲気と愛情によって十二分に元が取れるだろうからです。もう終わりにします。すでに真夜中を過ぎてしまいました。では、良き家庭の父はベッドに就きます。君のご家族にくれぐれもよろしくお伝え下さい。同じくパウアとロイカルト並びにすべてのご家族によろしく。変わらぬ友情を込めて。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Lange, Ludwig (文献学者) : Nr.71訳注②既出。1871年にはギーセンからライプツィヒに移っている。
- (2) Köppen, Albert (1821-1898) : 1821年12月17日ゴルトベルク (メクレンブルク-シュベリン) に生まれ、1898年5月12日バーデン-バーデンにて死去。1850年バルリンで両法博士の学位を取得し、1853年イェナでローマ法の教授資格を取得する。1856年同大学で定員外教授になり、翌1857年から64年までマールブルクでローマ法の正教授となる (1859年には法学部長)。1864年から72年までヴュルツブルクでローマ市民法の教授、1872年3月10日に辞職願が受理され、同年4月1日から1895年オースターまでシュトラスブルクの教授を務める。なお、イェーリングのこの手紙の日付けは2月3日であるが、おそらく文中のケッペンはこの人であろう。ビューロのテュービンゲンへの赴任それ自体は1872年の春であるが、招聘の話は1871年に届いていたのであり、2月の時点ではすでに人事は終了していたと考えて差し支えないからである。
- (3) Baur, Gustav (神学者) : Nr.77訳注①既出。
- (4) Leuckart, Rudolph (動物学者) : Nr.75訳注②既出。

- (5) Mommsen, Theodor (1817-1903) : シュレスヴィヒのガルディングに1817年11月30日に生まれ、ベルリンのシャルロッテンブルクで1903年11月1日に亡くなる。ローマ法学者。古代史家・古代碑文研究者。1838年からキールで法学および言語学を学ぶ。1843年キールで学位を取得する。1844-47年デンマーク政府の派遣留学生としてフランスとイタリアに学ぶ。初期には、当時の政治運動に関心を寄せ、1848年にはレンツブルクで革命派の機関誌Schleswig-Holsteinische Zeitungの編集者としてシュレスヴィヒ-ホルシュタイン動乱に加わっていた。同48年にライプツィヒのローマ法員外教授となるが、早くも1850年にはザクセン政府を批判した廉で免職される。1852年チューリヒのローマ法正教授として招聘され、1854年にプレスラウに移り、1858年にはベルリンの古代史の教授として招聘される。1863-66年および1873-79年にプロイセン・ラント議会の議員に、1881年-84年には帝国議会議員となる。1902年モムゼンはドイツ人最初の人としてノーベル文学賞を授与される。彼の名前はとりわけラテン碑文の大規模な収集 (Corpus Inscriptionum Latinarum) と結びついており、その碑文に命を吹き込み、死ぬまでそれに取り組む。モムゼンの最も重要な業績は記念碑的な『ローマ国法』(Römisches Staatsrecht, 1871-88) である。政治の点ではモムゼンは市民的左派を支持し、保守派に敵対的であったけれども、急進的民主主義の潮流には慎重な態度を示した。彼はビスマルク政治とトライチュケ (Treitschke) の反ユダヤ主義とに対する先鋭的な反対者に数えられる。モムゼンは、歴史は独自のダイナミックな力学をもっているという見方から出発して、歴史を巧みな教師であると見なした。とくにローマの歴史は政治思考の訓練所となり、現代にとっても事例となるべきものとされた。その他の著作 : Römische Geschichte (1854-56) (長谷川博隆訳『ローマの歴史』(全4巻), 名古屋大学出版会, 2005-07年) ; Römisches Strafrecht (1899) ; Reden und Aufsätze (1905) ; Gesammelte Schriften (1905-10) .
- (6) Solon (前640頃-560頃) : 政治家・詩人で、ギリシア7賢人の1人。貴族制から民主制への過渡期に活躍した改革派政治家。貧民の借財を帳消しにし、以後、身体を抵当にする金貸しを禁じた。土地所有の規模に応じてアテナイ市民を4階級に分ち、農民階級以上は官職につけるようにし、また、労働者階級も民会や民衆裁判に参加できるようにするなどの諸改革を行った。

88. An Bernhard Windscheid.

Wien, 31. März 1872.

わが親愛なるヴィントシャイト！

僕は今、休暇が始まったら行こうと計画していたゲッティンゲンへの下調べ旅行について君に報告することができます。それは最良の結果になりました。僕は自分が願っていた通りの1軒の家をその地で購入できたからです。つまり、その家は、家族全員にくつろいだ寝所を与えるに十分な広さをもち(11部屋)、門前は広く開けていて、敷地の中には美しい庭があり、ゲッティンゲンで見ることのできる比較的最も良い景色が望めるのです。家は7月1日に譲渡され、それから家の改造と修理を始めて、8月後半までには完成する予定です。したがって、早くもこの頃には引っ越しを終えることができ、講義が始まる時には完全に家具類は家の中に収まっているでしょう。この住居問題が解決されたことは実にありがたいことだ！住居問題はこれまでの人生において僕をなんと悩ませてきたことか、そして、今回はこの問題がいかに切羽詰まったものとなっていたことだろうか。というのは、僕が住んでいる家は、来年5月には売却され、取り壊されるからです。ゲッティンゲンへの招聘状が届いたこと、しかもちょうどいい時に届いたことを、後になって僕がいかに喜んだことか。僕の招聘に際してまだ考慮中の懸案だった副次的な事柄すべては、いまや片付きました。そして、それらが片づいた後で、僕はここウィーン大学に辞表を提出しました。大臣が内々に僕に伝えてくれたことによれば、皇帝が彼の考えで僕にレオポルト騎士十字勲章を授与してくれました。これには貴族身分への昇格の権利が伴っています——ここでの勤務を離れる者に対して、実際のところほとんど予期され得なかった礼儀正しさです。一般的に、僕はここの人びとに対して次のように証言しなければなりません。すなわち、彼らは、僕が帝都を地方大学と交換することについて、彼らの傷ついた感情や不機嫌な気持ちを表わすのではなく、その逆に、好意と親切な振る舞いによって快い印象を僕に残すよう努めている、と。ウィーンからゲッティンゲンへ行くという決断を、まだそれが行われていないとして、あらためて行うことに一瞬たりともためらいはないでしょうが、しかし、同じく断固として僕は次のように言わなければなりません。すなわち、僕がまだ、4年前のギーセンにおいてのように、ウィーンへの招聘について決断しなければならないとすれば、僕は当時とまったく同じように行動するだろう、と。僕はウィーンで生活したことを決して自分の人生から剥ぎ取りたくはありません。大都市の提供するさまざまな娯楽、僕がここでしたいろいろな経験、ギーセンやゲッティンゲンで手に入る僕の資金ではまず賄えないであろうイタリア、スイス、チロルへの旅行、そういったことはまったく別にして、これまで全然知らないままできたある喜び、そして、それを味わうことはもう2度とないであろう、そんな喜びをここで知ったからです。すなわち、ただウィーンだけが提供するような大人数の受講生の前での講義のことです——インスティトゥティオーネンでの415名という受講生数は、ゲッティンゲンでの僕には、ゲッティンゲンのハ

インベルク山と並んでチンボラッソ⁽¹⁾のように思われます。ゲッティンゲンではインスティトゥティオーネンの25名という数は例外に属するのです——法律学の講義での受講者数は通例10名から20名の間です！ かつてゲッティンゲンには相当数の学生が在籍していましたが、今では驚くほど減少してしまいました。受講者数に関しては、ギーセン並みに低下するものと覚悟しています。ギーセンでの最後の数年間は、パンデクテンの受講者数は25—30名でした。ですから、それを越えることは運命の女神からの好意的な贈物です！ しかし、そのことは僕を惑わしたり気を悪くさせるべきものではありません。僕はもう上機嫌で人生の新しい時期を迎えます。そうして、願わくは、教師たる自分に欠けているものを文筆家たる自分に取り戻してもらいたい。僕がそこで、かつてギーセンでそうであったのとまったく同じように、『精神』に没頭できたなら、どんなに嬉しいことか——それは僕にとって1つの楽しみであり喜びとなるはずのものであり、それさえあれば僕にとっては、さもなければ僕に欠けてしまうものすべての損害補填になるでしょう。

カールスルーエで君にバーデン政府からコマンデール勲章が授与された、と新聞で読みました——このこと、本当におめでとうございます。この勲章よりも家を取得したことの方を君は喜んでいることでしょうか、そのことについても同じく心からお祝いを申し上げます。

さらにもう1つ！ 冬学期に僕の講義を聴講していた、将来は教授になるデンマークの人が、ドイツの大学に行きたいというフエ⁽²⁾に居る彼の同僚の1人のために思って僕に助言を求めてきました。そこで、僕は彼にハイデルベルクを勧め、その人を君に引き合わせるとの申し出を行いました。彼は手元の資料によれば大いに推奨されます。それに基づけば、君のところで同じことをすることができると僕は思っています。彼の名前はラーセン（Lahsen）と言い、既婚者です。君が彼に奥さんを伴って訪問するよう勧めて下さるのであれば、君は善行を施すことになるでしょう。

もう終わりにします、わが親愛なる友よ。ご家族の皆様に僕からくれぐれもよろしくとお伝えください。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

(1) Chimborasso：南米エクアドルの火山。巨大なそびえるものの喩え。

(2) Hue：ベトナムの古都のことか？

89. An Oskar Bülow.

Wien, 12. April 1872.

わが親愛なるビューロ！

いつも何かしら新しいことが！ 永遠に変わることなく学問の神様の思し召しのままに！ ここでいささか酔っぱらってゆったりとするかしないかのうちに、僕はたちまちその人〔つまり、ビューロ〕のことがまたもや気がかりになってくるのです！僕は自分のことにかまけてもう君のことからは手を引き、数年間は君を君の運命に全面的に委ねることにしてきました。そして他の人たちのことを考えるようにしてきたのです——でも君はじめてチュービンゲン大学に足を踏み入れるに際しては、もう直ちにまたしても助言しなければなりません。それでは僕の声に耳を傾けなさい、君に対してこれまでしばしば賢明なる忠告をささやいてきた声なのですから。絶対にヴァッハ⁽¹⁾のポストを引き継ぐこと——神に感謝すること！ 判定理由：a) 疑う理由——なし、b) 肯定的理由：訴訟法学者はきわめて貴重であり、途方もなく大きな未来が開けていること——ローマ法はもう十二分に代表されてきたばかりでなく、退場しつつもあること。ローマ法は、終焉に近づいており、その命運はもはや尽きつつあります。30年ないし50年経てば、ロマネーレンは変てこな人となっており、博物館に収められる太古の動物となっていること——目下のところ、もうすでにして化石化の最中にあること。

ローマ法はとっくにドイツ法に凌駕されています。有能な若者は皆ドイツ法に向かい、ローマ法には屑しか残っていません。他のところでは役に立たない片輪やびつこの者だけです！ロマネーレンであること、そいつはひでえや、——ましてやそれにならうなんて！？絶望の決断だ！——広大な砂漠の中で飢えと渇きによる死。

訴訟は活気にあふれ活動の真最中にあること——学問は時代とともに成長していくものであること、それとは逆に、ローマ法はますます死滅していくこと——時代という機械の前に坐って共に働き、創造することができるという自覚、そして、何百回、何千回もつまみ取られた麻くずをあらたにもう1度つまむのではないという自覚。コルプス・ユリス (corpus juris) に100の新らたな法文箇所のための王国を1つ〔与えられんことを〕！その目的は、老人たちがようやくにして安息を得るためであり、また、生涯中で第999 999……999回目にローマ法文9の「優先権を持つ者云々」(die 1.9 qui potior usw.) を嚙んで含めるようにして教えてもらわなければならない羽目に陥らないためである⁽²⁾。すべてのくだらなきことには背を向けたいもの！何か新しきことを耳にし、同時に体験するためには、今日ではやはり訴訟法学者になりたいものだね。

人物評価：これまでとりわけ訴訟〔法〕に取り組んできたこと、本当にすなおな気質をもっていること、将来性があること！そして文献をいとも簡単に読みこなすこと。——法史学においてどの領域でも遅れを取らぬようにしたいならば、ローマ法においてはとてつもなくより困難であること、(『ローマ国法』！⁽³⁾)——それに反対する理由なし。逆に

ローマ法における実習生という立場に満足していること。まったく好き放題に本を選び出し読みあさること——何と素敵なことか！ デーゲンコルプ⁽⁴⁾とマンドリ⁽⁵⁾は、完全に「可」であり、それゆえまあ「良」でもあること。

総括 (Summa Summarum)：訴訟を両手で (ambabus) つかむこと、つまり、ローマ法との結びつきを完全には放棄しないこと。ハイデルベルク、ベルリン等々の訴訟法学者のポストは空席だ。誰が推薦されるべきか？ ビューロが！ ミュンヘン、ボン等々のパンデクティストのポストを埋めること。誰だろう？ ビューロだ！

ピュティア⁽⁶⁾より。

素晴らしい、大いに前途有望なテュービンゲンへの就任をととても喜びつつ、素敵な住まいに最大のお祝いを申し上げつつ

同人より。

「フォン」(von) を使うのにもかなり時間がかかります！ さあ冗談はもう終わり。この手紙に返事を下さい。郵便屋さんに、ビューロとはフォン・ビューロのことであると信じさせること——それに対する異議申し立てはいっさい無駄であること。

もう1度、そして今度こそ最後に

同人より。

12時（真夜中）に。

〔訳注〕

- (1) Wach, Adolph (1843-1926)：1843年9月11日西プロイセンのクルムに生まれ、1926年4月4日にライプツィヒにて死去。ベルリン、ハイデルベルク、ケーニヒスベルク、ゲッティンゲンで法学を学び、1865年10月ケーニヒスベルクで法学の学位を取得。1868年同大学で教授資格を取得(教会法および訴訟法)。同年から1869年私講師として勤め、1869年4月-71年ロストックの民事訴訟法・刑法の正教授となる。1871-72年ミカエルの日までテュービンゲン、1872-75年オースターまでボン、それ以降1875年-1920年までライプツィヒの刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法の教授職にある。その間何度も学部長を務め、また、1902-03年には学長も務める。訴訟の権利保護請求権説の提唱者。主著：Handbuch des deutschen Civilprozeßrechts (1885)；Die Beweislast nach dem bürgerlichen Gesetzbuch (1901)；Struktur des Strafprozesses (1914)；刑法学雑誌Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechtsの共同編集者でもあり、同誌所収の業績も多い。
- (2) この文意は、おそらく次のようであろう。つまり、訴訟法は新しい領域として活気にあふれ、時代の要請に応えるべく奮闘しているが、他方、ローマ法はもう何百回、何千回も同じ法文を旧態依然としてこねくり回し、いじくり回している。もはや新鮮味もなく、種も尽きた、という感想であろう。ちなみにこの文章全文は、「Ein Königreich für 100 neue Stelle zum corpus juris, damit die Alten endlich einmal Ruhe hätten und man nicht zum 999 999……999. Male im Leben die 1.9 qui potior usw. sich verkaufen lassen müßte!」である。当該文の訳出に当たっては、林智良氏（阪大教授・ローマ法専攻）のご教示を得られた。記して謝意を表したい。もちろん最終的な文責が平田にあることは言うまでもない。蛇足ながら、イエーリングは999 999…の数字が好きなのか、あの有名な「法律学の概念天国」に入るためには、毛髪細断機 (Haarspaltemaschine：Haar spalten)には「細かいことをうるさく詮議立てする」という意味があり、また、Haarspalter

は「小事にこだわるやかましい人」の意味がある言葉)によって1本の髪の毛を999,999片に等分する試験に合格しなければならないという話を創っている(イェーリング著・眞田芳憲・矢澤久純訳『法学における冗談と真面目』(2009年・中央大学出版部), 290頁以下。ハフト著・平田訳『正義の女神の秤から』(1995年・木鐸社) 299頁以下)。

- (3) Theodor Mommsen (1817-1903) の主著の1つがRömisches Staatsrecht (1871-88) である。No.87の訳注(5)に既出。
- (4) Degenkolb, Heinrich (後にvon) (1832-1909) : ローマ法・民事訴訟法学者。1832年10月25日ザクセンのアイレンブルクに生まれ、1909年9月2日に旅先のスイスのトゥージスで死去する。1850年-55年チュービンゲン、ハイデルベルク、ボン、ベルリンで法学を修め、1855年ベルリンで学位を取得し、1860年裁判所付司法官試補に任命される。1861年にはベルリンでローマ法の教授資格を取得し、その後61年-62年までパリ、ローマに研究旅行に出かける。イタリア滞在の折リモムゼンと知り合う。1863年からベルリンの私講師となり、そこで員外教授に任命されると同時に1869年春にフライブルク i. Br. のローマ法の正教授として招聘される。その地でKarl BindingとRudolph Sohmと親交を結ぶ。1871/72年にはフライブルク i. Br. 大学の代表としてバーデン身分制議会第1院の議員となる。早くも1872年にはチュービンゲンに移り、ローマ法を担当する。友人であり同僚でもあるOskar Bülowがライプツィヒに転出した後は、——民事訴訟法をも講義する。1892-93年の冬学期までに留まる。1892年末には年金付き退職したBülowの後任としてライプツィヒへの声がかかり、法学部にBindingとSohmがすでに在職していたことから受諾する。そこでも11年にわたりローマ法と民事訴訟法を担当する。1904年秋には視力の衰えから退職を決心する。1907年5月には完全に視力を失う。主著：Platzrecht und Miethe (1867) ; Einlassungszwang und Urtheilsnorm (1877) ; Beiträge zum Zivilprozeß (1905)。
- (5) Mandry, Gustav (後にvon) (1832-1902) : ロマニスト。1832年1月31日に侯爵領管理長官の息子としてヴァルトゼー/ヴェルテンベルクで生まれ、1902年5月30日にチュービンゲンで死去する。1849-54年にハイデルベルクとチュービンゲンで法学を学んだマンドリは、1858/59年シュトゥットガルト市裁判所に勤務し、次いで、ヴァルトゼーの裁判所書記官に任命されるが、その後もシュトゥットガルトで勤めていた。1859年ウルム区裁判所に赴任し、1860年には上級司法官試補に昇進する。第2次国家試験の成績が卓越したがゆえに、学位なくとも1861年夏にチュービンゲンのローマ法正教授に任命される(1867年以降はヴェルテンベルク私法の教授も兼任)。1872-73年には同大学の学長となり、1879年以降はArchiv für civilistische Praxisの共同編集者となる。同じヴェルテンベルク出身のキューベル(Franz von Kübel, 1819-1884) が死去したため、その後任として、1884年以降ドイツ民法典編纂のための第1委員会に入り、その後1890-96年には引き続き第2委員会の委員(家族法の担当者)を務めた。チュービンゲンに復帰後、1896-1899年にはヴェルテンベルク司法省で民法典のための施行法案起草委員会の委員長を引き受けた。1885年以降国事裁判所判事をも務めたマンドリは、1899年ついに枢密顧問官に任命され、1901年の退職後にはヴェルテンベルク上院の議員ともなる。マンドリは実定的-普通法的私法学の1人に数えられ、学問的には過渡的、融合的な研究を少なくとも準備した。この時期の研究成果をヴィントシャイトはそのパンデクテン教科書の中で要約している。主著：Das gemeine Familiengüterrecht mit Ausschluß des ehelichen Güterrechts (2 Bde., 1871-76) ; Der zivilrechtliche Inhalt der Reichsgesetze (1878)。
- (6) Pythia : デルポイのアポロン神の女司祭。

90. An Oskar Bülow.

Wien, 16. Juni 1872.

わが親愛なるビューロ！

たった今、ヴィントシャイトのベルリン大学への招聘問題について、彼に宛てて長文の手紙を書き終えたところです（ヴィントシャイトが多くの点について僕の意見を求めてきたからです）、そして、今もうまたしても招聘問題に関する手紙です。

メルケル⁽¹⁾は手に入れることができます⁽²⁾。当地では刑法学の空きポストを埋めることについては、まだそれほど急いで考えられてはいません。なぜなら、グラーザー⁽³⁾は入閣に際して復帰を留保していたからです。そのポストを埋めるための学部諸提案は、純粹に形式だけの問題でした。ですから、第1候補として提案されたガイアー⁽⁴⁾がミュンヘンの招聘を受諾するに任せたのも正直な気持ちです。そして、同じくメルケルも、今やわれわれのところでその〔候補者の〕列に並んだとしても、ウィーンの見込みは薄い⁽⁵⁾ため、テュービンゲンからの堅実な申し出を断りはしないだろう。僕としては、彼のためにその申し出を心の底から願うし、彼も受諾するだろうと確信しています。その場合、僕は君の場合と同じような諸条件を前提として考えています。さあ始めろ！ 正規の手続きに入ったぞ！ メルケルは、君も知っているように、今日では現代の最も有能な刑法学者の1人です。大学の事務局長が亡くならないうちに、そして、予測されるようにメルケルがギーセンに招聘されないうちに、まさに今こそ、彼をつかまえる時です。

招聘話がひっきりなしです。「呼び声」が、暖かい6月の夜のコガネムシのように、空中をブンブンととびかっています。僕は今静かにその案件を見つめています。僕はもうすでに気持ちの上ではわがゲッティンゲンの街とそこで購入したわが家で暮らしているので、必要とあれば、僕がハイデルベルクに行くかどうかはきわめて疑わしい、と君に請け合うことができます。ハイデルベルクは僕にとって最近の例の件によってまったく厭わしいものになりました。ですから、そんな考えなどはとっとと失せてしまえ！ いずれにしてもそんな考えのために僕の心の平静さが乱されることはありません。

僕の身にはいろいろと新しいことが起こっており、それらは君の興味を引くことと思います。まず第1に、『精神』の騎士（Ritter vom Geist）は（今では正當にも僕はそう呼ばれ得るように）、ちょうど今、卵の殻を割って這い出してきたところです。そして僕はその時以来とても高貴な気分⁽⁶⁾に襲われているのを感じています。僕の知人のうちかなりの数の人は鼻にしわを寄せることでしょ——なぜ僕がそうしたかは、自分なりに分かっています。つまり、僕にとってはどうでもいいことなのですが、子や孫のためにもう1度役に立つことができるからです。というのは、遺憾ながら、プロイセンでは「フォン」（von）という小さな文字のもつ影響力は、いまだきわめて豊かな盛期にあるからです。2つ目の新しいこと：ギーセンの家が売れました。

3つ目の新しいこと：テプリッツにいる妻と娘のこと。今日までのところ、療養の成果

について報告すべきことはまだ多くはないのですが、2人はそこでとても快適に過ごしています。

4つ目の新しいこと: およそ14日間経つと、君のところに『権利のための闘争』の最初の「棒組み校正刷り」が届きます。君にはそれをすぐに読み通し、折り返し、必要とあれば修正案を僕に伝えてもらいたい。僕はこの小冊子のために、またしてもどんなに汗をかいたことか! 3回も書き直したのです! 1頁ずつ何日もかけて磨きをかけ仕上げていったのに、最後にはすべてを台無しにしてしまった——君も知ってる通り、僕は耐えがたいほど文体をこねくり回します。その際、僕は1つ1つの考え方の回りをぐるぐる回ったり向きを変えたりして、そこから出られなくなってしまいます。草稿の半分は今、印刷に回すことができます——後のもう半分は、来週には仕上がっていることを願っています。本の装丁は、今現在の編集では僕に満足のゆくもので、成功しているところもあるように思われます。2回目の編集ではそれは余りに気取りすぎていて、間のびしていました。僕のポストは今なお埋まっております。

もう終わりにします! 僕は今日まだ妻と子どもに手紙を書かなければなりません。

君の 悲しそうな姿をした騎士

〔訳注〕

- (1) Merkel, Adolf (1836-1896): 刑法学者・法哲学者。メルケルは1836年1月11日に、1866年ダルムシュタットで亡くなった上級控訴裁判所判事の息子としてマインツに生まれ、長い闘病生活の後1896年3月30日にシュトラスブルクで死去。メルケルは1854-57年ギーセン、ゲッティンゲン、ベルリンで法学を学ぶ。1858年学位論文なしのまま、ギーセンの刑法教授Johann Michael Franz Birnbaum (1792-1877)の推薦により法学の学位を授与される。1862年イェーリングの勧めで“Zur Lehre vom fortgesetzten Verbrechen”を提出し、刑法の教授資格を得る。1868年正教授としてプラハに招聘され、1872年7月7日にJulius Glaserの後継者としてウィーンに呼ばれ、1874年2月14日にはシュトラスブルクへ招聘された。その後も何度も他大学からの招聘を受けるが、最後までこのKaiser Wilhelms=Universitätにとどまった。1893年にはイェーリングの後任としてベルリンのプロイセン科学アカデミーの通信会員に選ばれる。つまり、「実証的法哲学の創始者」として。法哲学の領域では、彼はとくに発展の概念に携わっていた。刑法の領域では、とくに責任理論の発展に関する研究が重要である。古典的刑法学派と社会学的刑法学派との争いでは、彼は仲介的立場を取った。Rudorff, Bruns, Roth, Böhlauとともに、彼はZeitschrift für Rechtsgeschichte (1861)の共同創設者だった。主著: Lehrbuch des deutschen Strafrechts (1889); Vergeltungsidee und Zweckgedanke im Strafrecht (1892); Juristische Enzyklopädie (1885)。
- (2) Oskar Bülow (1837-1907) は、1872年春にはギーセンからテュービンゲンに来ていたから(ライプツィヒに移るのは1885年)、この手紙の時点(6月16日)ではテュービンゲンに来ていて、刑法の人事に関しメルケルについて打診した手紙をイェーリングに出していたものか。ただ、イェーリングは1872年7月にはゲッティンゲンに移り、一方、メルケルも同じく7月7日にウィーンに来ている。
- (3) Glaser, Julius (1831-1885): 1860年ウィーン大学刑法正教授になり、67年ウィーン大総長、68-70年文部省部局長、71-79年司法大臣、79-85年オーストリア最高裁・上告裁判務総長。Nr.71訳注(5)既出。
- (4) Geyer, August (1831-1885): 刑法学者。1831年5月31日ボヘミアのアッシュに生まれ、1885年12月27日ミュンヘンで死去。プラハとウィーンで法学を学び、1856年ウィーンで両法博士の学位を得る。彼は熱心にヘルバルト(Herbart)の哲学を学び、1857年プラハで教授資格を得る(“Die

Lehre von der Notwehr”。1860年4月インスブルックの刑法及び法哲学の正教授に任命され、1866/67年には学長としてチロル・ラント議会にも参加する（ドイツ・国民党の立場）。1872年4月14日ミュンヘンに招聘され、この地で教師としても著述家としても成功を収める。主著：Erörterungen über den allgemeinen Thatbestand der Verbrechen nach österr. Recht (1862)；Geschichte und System der Rechtsphilosophie in Grundzügen (1863)；Ueber die Todesstrafe (1869)；Lehrbuch des gemeinen deutschen Strafproceßrechts (1880)；Grundriß zu Vorlesungen über gemeines deutsches Strafrecht (1884/85)。

- (5) メルケルは上記訳注(1)のごとく、イエーリングの予想に反して、結局のところ1872年7月にウィーン大学に赴任している。